

平成27年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 7 年 6 月 1 0 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第6 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第7 報告第10号 平成26年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第8 報告第11号 平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第9 報告第12号 平成26年度四万十町水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告について
- 第10 議案第73号 工事請負契約の締結について（平成27年度26災第102-69号 若井笠ノ川池災害復旧工事）
- 第11 議案第74号 バグフィルターろ布、焼却装置用火格子の購入に係る売買契約の締結について
- 第12 議案第75号 平成27年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について
- 第13 議案第76号 四万十町総合交流拠点施設備品に係る売買契約の締結について
- 第14 議案第77号 町道路線の認定について
- 第15 議案第78号 字の区域及び名称変更について
- 第16 議案第79号 四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第80号 四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第81号 四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第82号 四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校

薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

第20 議案第83号 平成27年度四万十町一般会計補正予算（第1号）

第21 陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
6番	下元真之君	7番	岩井優之介君
8番	水間淳一君	10番	味元和義君
11番	下元昇君	12番	堀本伸一君
13番	楨野章君	14番	武田秀義君
15番	中屋康君	16番	西原眞衣君
17番	酒井祥成君	18番	橋本保君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（2名）

5番	岡峯久雄君	9番	吉村アツ子君
----	-------	----	--------

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	田辺卓君	会計管理者	左脇淳君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	危機管理課長	野村和弘君
企画課長	敷地敬介君	農林水産課長	熊谷敏郎君
商工観光課長	下藤広美君	税務課長	永尾一雄君
町民環境課長	植村有三君	建設課長	佐竹一夫君
健康福祉課長	山本康雄君	上下水道課長	高橋一夫君
教育委員長	谷脇健司君	教育長	川上哲男君
教育次長	岡澄子君	学校教育課長	杉野雅彦君

生涯学習課長	辻 本 明 文 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君	代表監査委員	中 岡 全 君
総務課財政班長	大 元 学 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 脇 一 生 君	町民生活副課長	本 山 桂 三 君
-----------	-----------	---------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	仲 治 幸 君	町民生活課長	林 久 志 君
-----------	---------	--------	---------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 酒 井 弘 恵 君 |
| 書 記     | 国 澤 みやこ 君 | 書 記 | 吉 村 愛 君   |

~~~~~

午前9時32分 開会

○議長（橋本保君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成27年第2回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に5番岡峯久雄君、9番吉村アツ子君から欠席届があっております。

これで報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、7番岩井優之介君及び16番西原眞衣君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の6月8日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） おはようございます。議会運営委員会から報告をさせていただきます。

会期日程につきましては、本日6月10日から6月18日までの9日間といたしますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（橋本保君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の6月10日から6月18日までの9日間であります。

お諮りします。

平成27年第2回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、平成27年第2回定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査・行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成27年3月22日、川口分団消防屯所落成式に議長、槇野産業建設常任委員長が出席しました。

平成27年3月26日から28日、四万十町が友好交流協定を締結しております韓国高敞郡庁表敬訪問に議長が出席しました。

平成27年3月28日、昭和中学校閉校式に下元教育民生常任委員長、林副委員長と水間委員が出席しました。

平成27年3月29日、第7回四万十川桜マラソン大会開会式及び閉会式に議長、下元副議長、下元教育民生常任委員長と林副委員長が出席しました。

平成27年4月1日、高知市で開催されました徳島県と高知県の町村議会女性議員意見交換会に西原議員が出席しました。

平成27年4月18日、高知四万十会春季大会に議長、副議長、橋本議員、林議員が出席しました。

平成27年4月25日、県道大方大正線開通式に議長、副議長、槇野産業建設常任委員長が出席しました。

議長会の件につきましてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第4 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出があっております。

これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

本日、議員のご出席をいただき、平成27年6月町議会定例会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、先の3月議会定例会以降の主要な行政運営等

につきましてご報告を申し上げます。

まず、平成26年度四万十町一般会計決算見込みについてでございます。

平成26年度の一般会計歳入歳出決算見込みについて、ご報告を申し上げます。

私が町長に就任して以来、初めての決算となります平成26年度の一般会計決算見込額は、歳入総額152億1,197万円、歳出総額144億9,981万円で、歳入歳出差引額は7億1,216万円となっております。このうち翌年度へ繰り越すべき財源1億487万円を差し引いた実質収支額は6億729万円を見込んでおります。現在、決算調整並びに分析等を行っておりますが、歳出総額の前年度比較では、平成25年度からの繰越分10億4,893万円を始め、喫緊の課題となっております防災関連事業や各種重点施策の推進に向け積極的に取り組んでまいりましたが、本庁舎や汚泥再生処理センターの建設といった大規模事業が重なった平成25年度と比較して、40億9,256万円、22.0%の大幅な減少となっておりますところでございます。

なお、基金につきましては、施設等整備基金で2億6,100万円、過疎地域自立促進産業振興基金で1億5,355万円を取り崩す一方、予定しておりました財政調整基金5,000万円の取崩しを見送るとともに、今後の各種事業の実施に必要な財源として、積立基金に合わせ5億7,821万円を積み立てるなど、平成26年度末における積立基金残高は、前年度末から1億1,414万円余りの増加となっておりますところでございます。

また、歳入面では、地方交付税におきまして、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税が70億5,336万円となり、前年度と比較して2億2,021万円、3.0%の大幅な減少となります。

一方、その年の特殊事業等を基に算定されます特別交付税につきましては本年3月23日に決定されまして、昨年の台風災害に伴う算入等も含めて6億7,316万円と、前年度と比較して2,358万円、3.6%の増加となっております。

そのほか、町税につきましては総額で15億4,400万円余りと、前年度並みの決算見込みとなっているところでございます。

近年、国の補正予算等に伴い、前倒しも含めた有利な補助事業等を優先的に進めるとともに、地震・津波避難対策といった緊急かつ重要な課題に取り組んでまいりましたが、今後も引き続き地域活性化施策の推進に向け、取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、議会9月定例会におきまして決算認定として提案をさせていただく予定でござい

ますので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げまして、平成26年度一般会計決算見込みについてのご報告とさせていただきます。

続きまして、地方創生への取組についてでございます。

人口減少への対応を中心とした、四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、これまでのまちづくりの取組を含め、来年策定予定である総合振興計画との調整を図りながら、9月末の策定を目指しておるところでございます。

現在、業務支援に関わるコンサル業者とのスケジュール等の調整中でありまして、今月にはアンケート調査を実施し、7月から総合振興計画審議会におきまして、基本的方向などを議論していただく予定としておるところでございます。

また同時に、各団体等との意見交換や、庁町内における施策ヒアリングのほか、8月末に策定予定の高知県計画との連携も図りながら、幅広い分野からの意見などを反映したいと考えておるところでございます。

地方創生の基盤である次代を担う人づくりの推進については、高知大学地域連携推進センターとも協議を進めているところでありまして、組織的な体制づくりや、事業実施計画の策定に向け、9月までに四万十町人づくり委員会の設置を目指しているところであります。

人口問題は自治体だけでは解決できる問題ではないことから、国や県などと連携を図りながら、一人でも多くの方が我が町四万十郷に住みたい、住み続けたいと思っていただけるような取組を推進してまいり所存でございます。

続きまして、アンテナショップの閉店についてでございます。

本町のアンテナショップ四万十の蔵につきましては、平成24年7月28日、高知市の南久保にオープンをし、約3年間営業をしてまいりましたが、収支状況の改善が困難であり、財政面への影響を思慮した結果、本年5月31日をもって閉店といたしたところでございます。

この間、運営の母体であります拠点ビジネス運営協議会におきましては、四万十の蔵の運営方法等について熱心にご協議いただき、最終的には本年3月5日の臨時総会におきまして、5月末の閉店についてのご決定をいただいたところでございます。

四万十の蔵で販売を行ってまいりました農産物等につきましては、6月1日から販売先を町内のJA四万十のみどり市、あぐり窪川のフリーマーケット、そしてしまんとハマヤ等に切替えを行いながら、今後も生産者への影響を最小限に抑えるような対策を講じてまい

るところでございます。

アンテナショップの建物につきましては6月30日までに現状に回復をし、土地所有者に返還を行う予定でございます。

これからの地産外商戦略につきましては、これまでと同様に、道の駅めぐり窪川を外商に向けての流通拠点と位置付けまして、野菜等の産直につきましては当面は町内の販売充実を図りながら、それらに伴う新たな流通の整備等に取り組んでまいります。

なお、町外に向けての外商につきましては、外商の柱や販売手法等の様々な検討課題もございますので、多方面のご意見やお知恵等も借りながら、一定の時間を掛けて戦略の練り直しをして、今後に向けて取り組みたいと考えておるところでございます。

続きまして、興津地域の漁業、漁業協同組合等々の状況についてでございます。

興津漁協の今までの経過について、ご報告を申し上げます。

まず、破産手続についてでございますが、本年4月14日に裁判所へ破産申出書を提出をし、翌月5月13日の破産開始手続開始の決定に基づき、手続が進められているところでございます。漁業者につきましては4月1日より高知県漁協の組合員として、継続して操業が行えるよう調整を終え、高知県漁協佐賀統括支所の所属となっておるところでございます。移行に伴い、興津地区に高知県漁協佐賀統括支所興津出張所が設置をされておるところでございます。

なお、興津の市場につきましては閉鎖となりましたが、黒潮町の佐賀漁港が今後の市場として利用ができるようになっておるところでございます。

興津地区の主力魚種でありますシイラ漁につきましては、5月末現在で前年度を上回る約61tの漁獲量となっておるところでございます。シイラを活用した地元の企業組合による加工業につきましても、四万十町のシイラをマヒマヒという名称で販売をし、認知度も徐々に向上しているところでございます。今後につきましても、本町の漁業活力の維持は重要な課題であると考えておるところでございます。新たな振興策等の検討にも取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、2016年奥四万十博についてでございます。

奥四万十博の取組につきましては昨年12月の第4回町議会定例会で、開催期間やコンセプトなどをご報告しておりましたが、今回はその後の経過と今後の取組等につきまして、ご報告を申し上げます。

この博覧会は前回ご報告いたしましたとおり、高幡地域の5市町が主体となり、地域の

観光資源を活用して、多くの観光客にお越しをいただくための様々な取組を行うもので、来年の平成28年4月10日から12月25日までの約9か月間実施をするものでございます。昨年度末までは本部会の設置や基本計画の策定及びポスターの検討、各市町の観光資源の洗い出しなどを行いますとともに、本町では推進委員会の設置準備を進めてまいりました。新年度に入りまして、4月10日には奥四万十博推進大会を開催するとともに事務所開きを行い、本格的な取組がスタートいたしましたところでございます。

本町では奥四万十博推進委員会の設置要綱を策定し、委員の選任を行い、昨日の6月9日に第1回の会議を開催いたしました。委員への委嘱と委員会の活動目的や、今後の取組等についてご説明し、ご意見をいただいたところでございます。今後も町の推進委員会を中心に取組を進め、奥四万十博の成功と本町の一層の観光振興に力を入れていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、プレミアム商品券発行事業の取組についてでございます。

この事業につきましては先の3月の第1回定例議会の補正予算で可決いただいておりますが、平成26年度の国の地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起・生活支援型によりまして、平成27年度に繰越して実施をしている事業でございます。

現在の取組状況でございますが、事業主体の商工会が加盟業者や商品券の発行内容等を決定し、発行準備を進めているところでございます。3月補正予算の説明では、商品券の購入額を一人当たり5万円を限度としてということでご報告しておりましたが、商工会等との協議・検討の結果、プレミアム率30%の変更はせずに、購入額を一世帯10万円分までといたしました。また、発行数は、1万円で1万3,000円の商品券を9,000セット、5,000円で6,500円分の商品券を4,000セットとし、1万3,000円分の商品券は1,000円券8枚と500円券10枚。6,500円分の商品券は、1,000円券4枚と500円券を5枚を1セットにして販売することとしております。

商品券の販売期間は7月1日から12月18日まで。利用期間は、7月1日から12月31日までとしております。

また、取扱加盟店は、多くの皆様のご協力により町内で255店となっております、新年度の区長会でもご説明いたしました。今後はケーブルテレビや町の広報誌などを活用した販売促進、また、PRに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

続いて、吉見川浸水対策についてでございます。

本当に、昨年8月10日に高知県に上陸いたしました台風11号の記録的な豪雨によりまし

て、本町では多大な被害が発生したことは記憶に新しいところでございます。

その後、吉見川流域の浸水被害を防止・軽減することを目的として、技術的な検討と具体的な対策メニューの絞り込みを行うため、河川管理者であります高知県河川課、そして須崎土木の四万十町事務所、国土交通省の中村河川国道事務所、さらには国土交通省四国地方整備局河川部等と本町で構成する吉見川浸水対策調整会議を立ち上げます。昨年10月30日には第1回目の調整会議を開催いたしまして、市街地の浸水状況の調査と解析、浸水被害を防ぐための対策について、高知県が専門的な検討を行うことを決定いたしました。

本年2月16日の第2回の調整会議では、浸水被害の要因を分析して、今後の整備方針を決定し、浸水対策メニューの抽出について検討を行ったところでございます。

去る5月15日の第3回の調整会議では、整備目標を床上浸水0戸、ゼロ、なしと定め、吉見川から市街地への氾濫対策は高知県が、そして市街地の内水面对策は本町が実施することを決定し、浸水被害の防止に向けた整備案を絞り込んだところであります。

また、6月末には整備案を早期に実現するために、大型の新規事業採択に向けまして、国に概算要望を行う予定としております。今後につきましても、全力で吉見川の浸水対策に取り組んでまいります。

以上で行政報告を終わります。議員の皆様並びに町民の皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5 報告第8号から日程第9 報告第12号を報告後、日程第10 議案第73号から日程第15 議案第78号までの6議案を上程説明・審議・採決を行いますが、日程第13 議案第76号については自由討議を行うこととしております。その後、日程第16 議案第79号から日程第20 議案第83号までの5議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第21 陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第5 報告第8号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、報告を行います。

提出者の報告を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 報告第8号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告は、町道で発生しました自動車物損事故について、相手方との示談交渉が調い
ましたので、専決処分により損害賠償の額を決定したものでございます。

報告第8号の事故につきましては、本年3月29日、自動車で町道地吉大畑線を走行中、
落石を発見したため除去作業をしていたところ、新たな落石がありまして、車体を損傷し
たものでございます。この度、被害者との間で修理費用としまして6万2,640円の損害賠
償金を支払う旨の示談交渉が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により
専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第6 報告第9号専決処分の報告について（損害賠償の額を定  
めることについて）、報告を行います。

地方自治法第117条の規定により、14番武田秀義君、15番中屋康君の退場を求めます。

（14番武田秀義君、15番中屋康君 除斥）

○議長（橋本保君） 提出者の報告を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 報告第9号。議案説明資料の2ページになります。専決処分の報  
告について、ご説明を申し上げます。

本報告は、町道で発生しました自動車物損事故について、相手方との示談交渉が調い  
ましたので、専決処分により損害賠償の額を決定したものでございます。

報告第9号の事故につきましては、本年4月4日、自動車で町道大井川西土佐線を走行  
中、落石があり、車体を損傷したものでございます。この度、被害者との間で修理費用と  
しまして6万6,614円の損害賠償金を支払う旨の示談交渉が成立したため、地方自治法第  
180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告する  
ものでございます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

14番武田秀義君、15番中屋康君の除斥を解きます。

（14番武田秀義君、15番中屋康君 着席）

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第7 報告第10号平成26年度四万十町一般会計繰越明許費繰越

計算書の報告について、日程第8 報告第11号平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） それでは、報告第10号平成26年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第11号平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。議案説明書はそれぞれ4ページと5ページということになっております。

本報告につきましては、平成26年度予算におきまして繰越明許費のご承認をいただいております各事業につきまして、平成27年度へ繰り越す額が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額並びに財源内訳等につきまして議会にご報告するものでございます。

それでは、まず報告第10号平成26年度四万十町一般会計の繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。ご説明を申し上げます。

一般会計におきましては、平成26年度国の補正予算（第1号）関連事業を始め、携帯電話等エリア整備事業、町道改良事業、興津・志和地区津波避難施設整備事業、災害復旧事業など計28件、総額7億9,105万1,000円の繰越額となっております。

目的別では、総務費8,945万9,000円、民生費300万円、衛生費1,652万2,000円、農林水産業費2,679万6,000円、商工費5,663万7,000円、土木費1億5,223万4,000円、消防費5,376万円、教育費348万7,000円、災害復旧費3億8,915万6,000円となっております。

また、総額7億9,105万1,000円のうち、平成26年度国の補正予算（第1号）に伴う繰越事業は、通常分との重複分を含め計11件、1億6,319万2,000円となっております。

続きまして、報告第11号平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

簡易水道事業特別会計におきましては、浦越簡易水道統合整備事業の浄水場及び配水池築造工事費等で1件、1億592万7,000円の繰越額となっております。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳につきましては、それぞれ繰越明許費繰越計算書に記載のとおりとなっております。

以上、平成26年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書並びに平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第9 報告第12号平成26年度四万十町水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告について、報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第12号平成26年度四万十町水道事業会計予算の繰越額使用計画の報告についてご説明を申し上げます。議案説明資料は6ページでございます。

平成26年度四万十町水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画につきましては、平成26年度四万十町水道事業会計予算繰越計画書をもって報告を受けましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

○議長（橋本保君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第10 議案第73号工事請負契約の締結について（平成27年度26災第102-69号 若井笠ノ川池災害復旧工事）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案説明資料は7ページから9ページとなります。

議案第73号工事請負契約の締結について（平成27年度26災第102-69号 若井笠ノ川池災害復旧工事）請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、若井川地区の笠ノ川池災害復旧工事請負契約の締結に関する議案でございます。昨年の6月4日から6月6日の梅雨前線豪雨によりまして堤体が決壊しました若井笠ノ川池を、農林水産省の補助事業であります農地・農業用施設災害復旧事業の採択を受けまして、復旧工事を行うものでございます。

入札状況についてでございますが、5月1日に四万十町公告第23号によりまして、地域密着型一般競争入札の公告を行うとともに、入札参加資格のある町内15業者にファックスにて照会を行いました。

その結果、本工事には2社より入札参加申請がありまして、参加資格等を確認後、5月28日に2社による一般競争入札に付しました結果、有限会社三浦建設が7,200万円をもって落札いたしましたので、落札価格に8%の消費税額及び地方消費税576万円を加えまし

た7,776万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第73号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号工事請負契約の締結について（平成27年度26災第102-69号 若井笠ノ川池災害復旧工事）を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第73号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第11 議案第74号バグフィルターろ布、焼却装置用火格子の購入に係る売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案説明資料は10ページから12ページということになります。

議案第74号バグフィルターろ布、焼却装置用火格子の購入に係る売買契約の締結につい

て、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成26年11月に定期点検整備を実施した際、損耗が著しく、本年度取替えを行う必要があると判明しましたバグフィルターろ布並びに焼却装置用火格子を総額1,455万4,080円で購入しようとするものでございます。

それぞれの単価明細につきましては、議案説明資料の売買契約締結内容に記載しているとおりでございます。

まず、バグフィルターろ布についてでございますが、排出ガス中に含まれますダイオキシン等を除去し、大気中へ排出させないための重要な役割を果たす消耗品で、平成21年度に交換し、6年目となる2号炉用の物品でございます。

次に、焼却装置用火格子でございますが、ストーカー式焼却炉の焼却炉床材で、高熱による損耗が激しいため、平成17年度から毎年順次交換を行っておりまして、本年度につきましても点検の結果、損耗の著しい1号炉、2号炉の火格子12本を購入し、交換しようとするものでございます。

本契約により購入するバグフィルターろ布、焼却装置用火格子ともプラントメーカーが設計、加工を行いました特殊なものでありますことから、目的が競争入札に適さないものに該当するため、地方自治法第234条第2項及び同法施行令167条の2第1項第2号の規定により随意契約としております。

本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） それでは議案第74号につきまして、一点だけお伺いをいたしたいと思います。

このバグフィルターのろ布、それから火格子共に、これはこれまでもクリーンセンター銀河が出来て以来、随契でメーカーが作ったものを使用せざるを得ないというようなことも承知をいたしておりますけれども、今回は、バグフィルターのろ布につきましては2号炉

の交換用。6年目として交換するとありますけれども、前回の、今回が、物品購入のろ布の単価が、一つが6万2,000円、それから火格子が1本10万円ですけれども、前回の金額から比較して、前回がいつ購入したかはっきり記憶ありませんので、これは随契ですので、メーカーの言い値で買わざるを得ませんので、前回に買ったときと今回のいわゆる見積りが、見積書付いておりますけれども、この差額についてだけ一点お伺いをいたしたいと存じます。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

今回の2件の物品購入につきまして、まずバグフィルターろ布につきましては、昨年の単価が6万1,000円でございます。今年が6万2,000円という形になっております。それから、報告にもありましたように、平成17年度から順次交換しておりましたが、それまでは6万1,000円という形でなっておりましたが、今年から6万2,000円という形になっております。

続きまして、火格子のほうにつきましては昨年の単価と同じ10万円という形になっております。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第74号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号バグフィルターろ布、焼却装置用火格子の購入に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第74号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第12 議案第75号平成27年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案説明資料の13ページから14ページということになります。

議案第75号平成27年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、一般家庭から排出される廃棄物の収集を行うため、町が販売する指定ごみ袋を購入しようとするものでございます。

町の指定ごみ袋につきましては、毎年度必要な数量を購入しているところでございまして、本年度も4社を指名して、郵送による競争入札を行いました。

5月19日に開札を行いまして、株式会社三井高知営業所が801万5,800円をもって落札いたしましたので、落札価格に8%の消費税64万1,264円を加えた865万7,064円にて売買契約を締結しようとするものでございます。

本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） それでは、指定ごみ袋の関係でお伺いをしたいと思います。

ただいま副町長のほうから説明がありました。まず一点目は、必要枚数ということでありまして、今年は可燃大が50万枚、小が17万5,000枚という、あとは6万7,500枚、2万2,500枚ということですが、この必要枚数。昨年と、やっぱり少し減ってるというか、数が少なくなってる気がするんですが、枚数の把握ですよね。いわゆる前年度必要数を対象としてるのか。そこのあたり、ちょっと確認をさせてもらいたいということが一点です。

もう一点は、入札業者4社ですが、昨年、一昨年とも同じ会社の名前の形になってます。4社、特殊ごみのところですので、なかなかそういった会社の関係がないかも分かりませんが、毎年それ以外の入札対象業者がありやなしやということについては、確認をしながら入札の案内を出しているのかどうかを確認をさせてもらいたいということであります。当然、落札率が非常に低いんですが、昨年は大体同じ受けて第一化成、一昨年は今回の三井さんというような感じで、大体2社、あるいは3社、似通った形で入札がなされております。そのあたりのところの配慮がしてあるのかどうか、確認をしておきたいと思えます。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 私のほうから枚数のほうにつきまして回答させていただきます。

まず昨年、平成26年度の実績でございますが、枚数的には、資源・可燃合計しまして62万2,310枚という形になっております。今回の部分につきまして、合計で76万4,500枚を購入させていただくという形になっておりますが、これにつきましては、平成26年度の実績は年度の実績でありまして、今回の部分につきましては来年の、議決していただいた、2か月分、余裕を持った枚数となっておりますので、実績面を検討させていただきまして、この枚数とさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 業者の関係についてお答えを申し上げます。

対象業者につきましては毎年確認を行いまして、資格のある業者につきまして指名をさせていただいておるところでございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 枚数の把握については承知をいたしましたし、対象業者は当然、先ほど申し上げたとおり、特殊な関係でありますんで。確か昨年度もこの関係で下元昇議員からも質問あったような、私、記憶するんですが、やはり専門業者ということで、これは単なる文具関係を扱う業者なのかとか。大体範疇は文具ということになると思うんですが、業者自体、調べています。そういったところの把握ははっきりされているのかどうか、もう一回だけ確認をするのと、それから単価です。この単価は、1枚、袋の単価、毎年変わっ

てないですかね。これだけもう一点伺います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 業者につきまいては、ごみ袋について取扱いのある業者ということで確認をいたしまして、指名をしておるところでございます。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

まず、可燃ごみのほうですけども、一応消費税の上がるまでは10枚500円という形になっておりましたが、今回から520円という形で販売されております。そういう形で可燃資源につきましても、消費税相当分のほうで価格が上がっておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第75号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号平成27年度四万十町指定ごみ袋購入事業に係る売買契約の締結についてを採決します。

議案第75号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第75号の中で訂正をしたい旨の申出がありますので、これを許可します。

\*20ページに訂正あり

町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 失礼します。先ほど私のほうが15番議員のご質問に対しまして、ごみ袋の可燃ごみ等の売上単価の売上金額のほうを520円という形でご報告させていただきましたが、510円の間違いでございますので、訂正させていただきます。

また、15番議員の質問の内容につきましては、仕入単価のことであつたと思いますが、現在、可燃・資源、大小合わせまして76万4,000枚ほど購入しておりますので、それぞれの単価につきましては実際の納品があつたときに判明しますので、今現在は分かってない状況でございます。

以上です。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第13 議案第76号四万十町総合交流拠点施設備品に係る売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案説明資料の15ページから20ページになります。

議案第76号四万十町総合交流拠点施設備品購入に係る売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、四万十町総合交流拠点施設道の駅四万十とおわのPOSシステム、いわゆる商品販売管理システムの再構築に係る備品を購入するものでございます。このシステムにつきましては現行のOS、パソコンを動かす基本ソフトがWindows XPであるため、メーカーの保守期限が切れまして、早期更新が必要となっていることに加えて、農林水産物等の生産者への情報提供や、負担軽減及び出品意欲の向上も課題となっておりますことから、この度、現行システムと機器を有効活用しながらシステムアップを図るものでございます。

経費の内訳につきましては、議案説明資料の売買契約締結内容に記載しているとおりであります。

本契約は、基本的には既存システムの更新を目的としておりまして、システムのプログラムの開発時間を短縮し、開発コストの削減のためには現行のシステムメーカーである東芝テック株式会社との契約が最も適当でありますので、地方自治法第234条第2項及び同施行令167条の2第7項の規定により、随意契約としております。

つきましては、本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 一点質問をさせていただきます。

今、副町長からも説明がありましたけれども、こういったセキュリティーの問題等もある、こういった古いシステムを新しくしていくということは当然必要なんだろうというふうに思いますけれども、どちらがこれを更新をしていく、換えていくのかということの根拠についてお聞きしたいと思います。

指定管理者である四万十ドラマ、事業を実際に行っている四万十ドラマがすべきではないのかなというふうにも思ったりはしますが、甲のほうで整備をしていくと、こういったことの根拠になるところをお示し願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは今回のPOSシステムの更新に当たって、指定管理者側か、あるいは町側なのか。町が今回議案として出していく根拠ということでもありますので、私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

この十和の総合交流拠点施設につきましては、平成17年だったと思いますが、国の産振事業、農林水産省の補助事業で設置をしております。その事業に基づきまして、公の施設の設置条例を作りまして、その中で本施設が行う業務を規定をしております。総合交流拠点施設が行う業務としましては、農林水産物、あるいは特産品の販売、食材供給施設ということで、レストランの運営等も条例の中で規定をされているわけであります。

当然、こうした農林水産物等の販売を効率よく地域の方含めて指定管理者が行っていくには、こうした商品販売管理システム、POSシステムというのは建物と一体的に運営をしていくということがありますので、町としましては町の備品であるという位置付けで、当初予算に計上をさせていただいたところであります。

今回、備品全体の売買契約というふうになっておりますが、ただ、こうした備品につい

ては今回、約7年から8年経過をしての更新であります。ただ、その間にソフトウェアの更新であるとか、そういったものにつきましては指定管理者側で指定管理協定に基づきまして、一定負担も求めてきた経過もありますし、今後におきましても町のほうの備品という位置付けで、町のほうで予算措置をして、議会の議決を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 説明をいただきましたけれども、説明資料にもあります購入物品の必要性の中の一番と二番、新産直システムと新産直システム向けのPOSシステム。こちらにつきましては今の説明でも理解できるのかなというふうに思いますけれども、三番のレストランのPOSシステムにつきましては、これは明らかに道の駅の営業事業の中でのことではないのかなというふうに思いますが、そこら辺の議論は、道の駅、ドラマさんとはどういった議論がなされたのか、その点についてもう一点だけお聞かせを願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

新飲食向けPOSシステムの備品の購入の部分でございますけども、十和の道の駅では地元の産品、地元生産者の産品を多く利用した料理の提供をしております。全体的には、外部からも若干は入っておりますけれども、地元からの出店された品物を直接買って、そこで料理をして、十和の味ということで料理を提供しているところもございますので、ただ飲食店だけが別のもんということではなくて、地元と連携した食材を提供しているということもご理解願いたいと思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 先ほどの6番議員の質問に関連して、やっぱり契約のことの本体をお伺いしたいと思います。

私はこれ、金額があまりに大きかったんでちょっと疑問を感じまして、予算には入っていたんですけど、随契約、議決の対象にはならないあぐり窪川も全く同じ理由、つまりセキュリティ保護のための更新についての見積りを入手しました。

それで見てみますと、セキュリティのためには必要なのが、あぐり窪川におきましては今年度、平成27年なんですけど、142万950円で済んでおります。だから、個人情報の流出

を防ぐ、その目的のためだけであれば、この見積りは確かに3部に分かれておりますが、POSシステム、いわゆる何か販売時点管理のシステムの更新ではなくて、OSの変換。つまりOSとは基幹ソフトですので、それに合わせてソフトウェアもバージョン全部換える必要はあると思います。ここだけに限りましたら、このページにあります174万4,500円ですよ、これで済むのではないかと思います。

森副町長が説明されました生産者の意欲の向上、また地元食材の利用、それから生産者の負担の軽減。これは既に導入時点で達成されている目的であると思いますので、今回は必要最低限の部分、個人情報の流出を防ぐという更新部分が妥当性があるのではないかと思います。その点に関する意見をお伺いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

今議員さん言われたように、基本ソフト、XPからの変換ということでございますけども、これについてはPOSシステム全体が連携をしております。基本ソフトを入れるクライアントが、基本のパソコンがございまして、そのOSを換えることによって、それから顧客、生産者が、今現在471名が登録されております。こういった中で、生産者も今まで自分でバーコードを打つなどの、表を見ながらやってたところがございまして、今度導入する機械についてはタッチパネルで、もっとやりやすい、生産のシールを、バーコードを作りやすいような形に持っていきたいというふうに考えております。

当然今までの機械も置きながら、慣れた方は従来の機械を使っていただくと。新しい機械についてはタッチパネルで、品目を番号で押しながら、そしたらもうバーコードに表示していくということと、もう一つは情報漏えいの中で、今までは、間違っても人の番号を押せば人のデータが出てくるというような状況でございました。それを一人一人に、生産者の登録者にはカードを渡して、カードを掲げて自分の情報しか出てこないというようなセキュリティ対策もしていきたいというふうに考えております。

今言われたように、生産者、そこでバーコードを作るシステムと、それから販売するところでも、誰それのものが、例えば中の一番という方がどれだけ売れたのか、それからどれだけ在庫があるのか、それから品薄になっていけばその人にメール送信もして、今日はこればあ売れて品不足になってますよ。できたら早く出してくださいねという情報も提供するというシステムも一緒に構築しようとしているものでございます。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） それはいわゆる今、業界で言うところのシステムの最適化、最先端の性能の話であると思います。しかし、公の施設というのはこの財政難の折、最高の性能を保証するために備品の金額が定められているのであれば、それをそのままオッケーとするわけには、私はいけないと思います。まずはセキュリティ、情報の漏えいの流出は、これは防がなくてはいけないと思います。それではなぜ、同じ平成27年度の予算に組み込まれましたあぐり窪川では、そのような機能の更新が行われていない。174万で済んでいるのに、なぜ十和道の駅にはそのような最先端の機能を持つ、言ってみれば最高の機種を導入しなくてはいけないのかの理由にはなっていないと思います。

さらにここまで言うのには、ここにあぐり窪川、つまり、ごめんなさい、地場産業振興センターとの協定があるんですけど、その中には、結局起債によって造られた公の施設ですよね。あぐり窪川も、それから十和道の駅も、それからあぐり窪川も。それで多額の起債を起こしております。ちょっと調べてみました。起債額があぐりが3億3,760万円。これは平成22年度に全額もう償還されております。十和道の駅、これが2億910万円。これはまだ未償還額が8,246万円残っております、平成31年までこの償還が続きます。あぐり窪川においては、この未償還部分に関して、加工施設の使用料として、年間460万円が町に支払われております。十和道の駅にはそのような使用料は、確か記憶にある限り事務所代14万円ぐらいしか支払われてないと思います。同じく起債によって建てられた公の施設でありますのに、このような不公平な町に対する負担の還元が行われてる上に、さらに最新機能の機種の導入はいかがなものかと思いますが、その点に関しての答えを。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

機種の変更については、導入後8年が経過をしております。POSシステムについては大体5年が限度というふうに言われておりまして、普通なら量販店でも7年から8年は使用するというふうに言われておりますけれども、大体それをめどに換え時期になっているということでございます。十和の道の駅についても保守の関係もございまして、今回提案をさせていただいたところでございます。

それから、償還期間のお話もいただいたところでございます。その中で、施設の利用料というのは現在116万円、ちょっと端数がありますけれども、ほど使用料としていただいております。その中で、議員さんおっしゃられました13万何がしというお金が事務所の専属の使用料ということで、116万円の中に13万円余りが含まれておる金額となっております。

す。

以上でございます。

○議長（橋本保君） なぜ最高のシステムを入れたかという、その理由、答弁。

十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） すみません。答弁が抜かっておりました。なぜ最新のものを入れたのかという部分でございます。

これについてはセキュリティーの関係もございます。それから、これから利用するお客さん方、お客さんというか生産者の方が高齢化になっていってございまして、その方々にも使いやすいシステム作り、それから生産したもの、販売したものが分かりやすくなるような仕組み作りという部分で、こちら側もメーカーさんに提案をさせていただきました。そういったところで、今から生産者の意欲を向上させるためにも、また、若い方々にもそういった出店、出品をしていただくという面でも、利便性を考えた上で提案をさせていただいて計画をしたところでございます。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） ご質問の中にあぐり窪川と、それから今回の議案に載っております金額の差のご質問がございました。

あぐり窪川につきましても、過去において更新をしているわけでございます。これは施設が出来た年度が違いますので、その時期が来れば更新をしなければならないということで、過去にPOSシステム新しくなっておりますので、今回当初予算に載っておったと思いますが、その分が低かったということでございます。そして、あぐり窪川も当時は最新のシステムを入れたわけございまして、更新をしたのであればこのような金額、800万円を超えるような金額になると予想しております。また、あぐり窪川のほうにつきましても、更新時期が来ますと、またこういう経費が発生するというところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） なぜあぐり窪川との対比、起債の償還状況にまで話を広げてあぐり窪川との対比をしましたかというのと、この議案の説明がセキュリティーの保守のためと書いてあるからなんです。基本的な一番の大きな理由がセキュリティーのためと書いてあるからなんです。セキュリティーのためにあぐり窪川は今年度147万円を、予算が発生しました。片や十和道の駅は810万円、そこのところを聞いています。

それで導入時には、このPOSシステム、私も個人的に調べました。みどり市もあぐり窪川も十和道の駅もPOSシステムを全体的に導入するときにはやっぱり800万円掛けてると、それは分かります。だから、それが別に十和道の駅は特別高いわけではない、それは想定できます。

ただ、協定書の中にあります。「乙は施設の管理運営などで収受した事業収入などを管理費用に充てるものとする」。それと、管理費用に関連しましてあります、施設などの使用。「甲は」、役場ですよ、つまり四万十町は「指定管理業務に必要な施設及び備品」、今回備品に当たると思います。「を乙に使用させるものとし、乙は善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとする」。だから備品は公のものであると書いてるわけですよ。管理対象になるということです、結局。管理対象である備品に関して、先ほど言いました、手数料などの収受したもので管理費用に充てるものとする。これは、だから管理費用の一環ではありませんか。そういう疑問を持っています。

それとあと、さっき説明がありましたように、おかみさん市に限らないと思いますけど、出荷者が471名。目視しましても、どう考えてもあぐり窪川よりか十和道の駅の商品数は少ないと思います。出荷者も少ないと思います。その少ない出荷者に対して最新の機能を持ったものを備品として購入すること、これはいかがなものか。まず、それがなくても出荷者の意欲の向上、あるいは利便性の向上、これは果たせるのではないか。かねてから十和道の駅に関しては、地元経済への波及効果が言われてますよね。つまり出荷者の利益が問われてるわけですよ。出荷者の利益が、まだちょっとこの辺で合意がなされてない、確かにあるねというふうなお互いの相互の認識が乏しい状態で、出荷者の利益のために最新鋭の備品を公の公金で購入するのはいかがなものかと思いますが、いかがですか。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） ただいま出品者の人数のことが出てきました。全部で471名という報告をさせていただきました。このうちに、おかみさん市も入っているわけですが、まず町内の登録者としては十和・大正・窪川で176件の登録、件というのは失礼かもしれんけど、人の登録がございます。それから町外登録ということで西土佐の方を含めて、各業者さんもございますけれども295人、5件、合計で471件というふうになっております。

ちなみに町内の状況としては、おかみさん市としては120件ぐらい一括で登録をされております。そのほか大正・窪川のあたりで登録されております。このうち今現在実際に生

産、登録して出荷をされている方が40件、40人ございます。それから町外の方で、295件のうちに60件、60の方が実際に出品をされている状況でございます。合計、実際に出品されているのが100人ということになっております。

それから手数料の関係も少し触れられましたので、参考にご報告をさせていただきますけれども、野菜とそんな出品でございますけれども、手数料として18%。それから加工品、おすしとかそういったものになろうかと思えますけれども、これについては冷蔵庫とかその使用料も含んでおりますので、21%の手数料ということで徴収をしているということでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 手数料を取っているので、乙の管理費用になるのではないかという中身です。

十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） すみません、度々抜かっております。

乙の管理になるのではないかというご質問のようでございます。

これは冒頭、副町長のほうからご説明があったように、道の駅の建築目的が交流人口の拡大とか、農林業振興に対する振興ということで目的を持って建設をしております。この中には当然先ほど言いましたように、全体を含んだ、備品も含んだものでそういった構築をしておりますので、今現在のところシステムの更新という中で、それぞれこの管理者に求めるということはいかがなものかなと。やはり町の備品として町が整備をするべきものであるというふうに考えております。

ただ、そこについては、十和の道の駅だけではございませんけれども、公募というお話も出てきております。そういった中で、今後こういった方向にするのかということと一緒に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 16番議員から最後にありました、町のほうがこうした備品を購入するのはいかがということがありましたので、先ほどの6番議員に対してのお答えと重なるかも分かりませんが、再度私のほうから基本的な考えを申し上げたいと思います。

この総合交流拠点施設については公の施設ということで、地方自治法第244条に基づいて設置をした施設であります。条例の業務の中で農林水産物、あるいは特産品の販売に関

すること、また農林水産物の加工販売を業務として行うというふうに位置付けております。こうした業務を行うためには、今回の備品については、先ほど局長からの説明もありましたが、効率的な部分、また生産者の利便性、こういう部分で商品管理がスムーズに行えるということで、町としては町の備品として、これからも更新時期においては町の負担で購入をしていくという考えでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 副町長のお答えは、公の施設だから今後も出していくという、なかなか強気の発言でございますが、私といたしましては道の駅に対しては、経営状態が私たちには分かりません。だから内容が分かりませんので、なかなか言いにくいところですが、住民の皆さんの意識としては、非常に多数の方が入場し、売上げもどんどんできて、こじゃんともうけゆうぞというのが大方の見方だと思います。

その中において、私、あそこの社長さんがどればあもらいゆうかはちょっと分かりませんが、そういうところも十分検討して、そして多くの利益が出ておればこういうのもある程度の積立てをし、100%町が出すのではなく、やはり普通やっている50%とかいう方法があると思いますが、その点が一つ。

それから、指定管理者においては10万円以上は町がやると、修理ですね、非常に恵まれております。前も言いましたが、5億円以上掛けた施設を造って、それを貸して、備品が要るぞ、出てきた、はい、町がやります。そして修理、町がやります。全てそういう形でやっていくことが、今後財政的に大丈夫なのか。これ一つだけじゃないですよ。これからおが粉の工場も出来ます。どんどん指定管理でやるところ出てきますよ。ある程度のところで線を引いて、3年なら3年、5年なら5年いうところからは自立できるようなシステムを作らんと、出てきました、はい、100%今後もやります、こういう答弁では少し議会としても納得できません。

それともう一つ、監査の方にお伺いしたいと思います。監査をやるに当たって、せめて3年に1回、5年に1回ぐらいは公認会計士を入れて、しっかりとした監査をしなければ、なかなか経営状態は分かりません。そういうことをやる考えがあるかどうかをお伺いします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今の味元議員のご質問にお答えしたいと思います。

私の今の考え方を申し上げますと、やはり確かに議員のおっしゃるとおり、いつまでも丸抱えということは、考えておるところではございます。

ただ、せんだって議会でも一応ご指摘いただきましたが、あぐり窪川については、やはり利用する以上、必要な利用料金についてはいただこうということで、確か15、16年だったと思いますが、いただいています。それをこういったリスク分担表言いますか、現在既に締結をしておりますリスク分担表に基づいて執行しゅうというのが今の現状でございます。

先般、指定管理そのものの見直しもということでご意見いただいておりますので、私としたら、やはりあぐり窪川と四万十とおわとを比較をしながら、基本的に指定管理というのは民間活力をいただいて公的施設を運営するというのが最たる目的でございますので、一定その辺を今調査をしゅうとこです。調査をしながら、指定管理料をしっかりといただいて、それをもう一回再投資をするという基本的な考え方に立って、それで次にご指摘いただきました会社の例えば売上げ。そういったものもその中での協議をして、やはり町財政を圧迫しないようなやり方をということで、今担当部署でそれぞれ協議しゅうとこです。

利用料金も含めて、今回のPOSシステムについては、現在のリスク分担表の中で、私としたら必要であるという考え方の下で提案させてもらっておりますので、今日いただいた意見については今後の見直しの中でもいろいろ議論させていただいて、しかるべきときに指定管理そのものの、言えば平準化と言いますか、そういったものの中で検討させていただいて、やっていきたいと考えてます。

今のところ私としたら、旧十和村時代からやってきて、あぐり窪川は旧窪川時代からそれぞれ運営されてます。今規定されております、既に契約しておりますリスク分担表に基づいてやっておりますので、この見直しも一つの視野に入れて今後やっていきたいと考えておりますので、そういったいろいろな観点からの、今の課題もある中での今回のPOSシステムの計上というのは、非常に皆さん方にいろいろ混乱をさせたと思いますけども、今の私としてはそれぞれの、先ほど前段、それぞれの局長、また副町長からも説明したとおり、今の条例等々で規定されております必要な備品ということでは考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 指定管理の監査についてはまた別の議題と判断しますので、その点については今回については控えていただきたいというふうに思います。

(10番味元和義君「分かりました」と呼ぶ)

10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 監査のほうが無理ということでございますので、町のほうでしっかりとした、そういう経営状態を把握して、ただ出てきたけん出すじゃなく、ここで言うときには非常に努力もしていますと。涙ぐましい努力もして、本当に給料も取るや取らんでやりゆうぞというようなことでこういう提案するならいいですけど、聞くところによれば、聞くところですので誤解のないように、非常に裕福な給料ももらってやっているということも聞きますので、そういう、住民からちょっとおかしいんじゃないかというところへ町がこのように全て出すということはいかななものかと思いますので、町長が言いましたように、担当のほうで協議しているということですので、いつも言うことですが、指定管理者について、やはり町が指定管理者として、自分らが頼んでやってもらう以上は補助も出して、軌道に乗るまでは、それは手を貸さなければできないことは十分分かっております。

だけど、3年も5年も、この道の駅もう10年近くなりますよ、9年ですかね。ここまで来てまだ出すやなしに、使用料も本当に微々たるもんですよ。指定管理料のほうはずっと上ですよ。こういうようなことも考えて、町のほうは十分に、指定管理をやるときにもう一度、指定管理を受けらすときにも公募するなり、使用料これだけ要りますが、やってみませんかというような公募の仕方もあると思います。何でもかんでも出しちやるじゃなしに、町が潤うために、せっかくあれだけの大きな建物ですので、住民のために少しでも指定管理の人に、使用料これだけ要りますがやってみませんかということで、月に10万円でも20万円でも町へ入ってくるようになれば住民の皆さんが潤います。そういうことも十分考えて、早急に町長はこの問題を。これ、来年になって、再来年になってもだらだら行くことじゃなく、ここで答弁した以上、責任を持って来年の3月ぐらいまでには必ずやるということを、ここで町長が約束してもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員ご指摘のとおり、この問題についてはもうだんだんに準備はしています。

ただ、今、前段にもご意見いただきました企業のことについては、私自身はここで、広聴の場で申し上げませんけども、精いっぱい地域の情報発信、そして地域の雇用の場という部分では本当にご努力をいただいておりますという評価はしております。

いろいろそういった疑念と言いますか、いろいろな皆さん方から、町民の皆さん方からそういった意見が出るというのは、行政の所管する施設としては非常に好ましくないと思いますので、今後は議員のご指摘のとおり、なるべく広くオープンにして、逆に言えば、皆さん方の後押しをしていただけるような施設にしていきたいという考え方を持っています。できるだけ早期に、一日でいうことは、一定今年度をめどに、今、施設の利用料、指定管理のほうも、例えば、ちょっとそれですけども、随契か一般公募かみたいな形で今調整をしています。ほんで、そういったところも踏まえて、本当に民間活力をいただいて指定管理ができる体制まで是非努力して、また定例会のほうなり、行政報告なりで、また委員会のほうで、それをどこかでまずご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 討議にならあったらいかんので一生懸命行きたいというふうに思いますが。

まず、先ほどからいろいろ問題点がございました。手数料の問題で18%、加工品については21%というようなことでございましたが、一つの手数料の中で、本来ですと、やはりそういう基金も含めた再取得価格を基金として積み立てるべきではないかというふうな形も私は思っておるわけですから。手数料として116万円ですか、今、入っているというようなことでしたけれども。

この中で、一つはバーコードを作成するにも、あるいはそういうものを利用するについては、生産者からもお金をいただいていると思います。そういう中でやはり5年で、5年くらいで大体この機種は、また耐用年数が5年くらいであるということで、今回は7年か8年くらいになっているようですけれども、同じことがまた起こる可能性がある。そういうことになりますとやはり手数料の3%あたり、あるいは2%、3%を積み立てていただいて、ある一定の負担金も含めた取組をしていかないと、今後大変なことになるのではないかなというふうに思いますけれども、そういうことは考えられたことがあるのかどうか、まずその点についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） ラベルのバーコードシールの件でございます。

バーコードのシールでございます。小と大というのが、2種類でございます。普通の生鮮野菜、野菜なんかについては1枚1円という手数料を、手数料というかシール代ですね、それをいただいているようでございます。それから加工品については原材料の表示をしないといけないということになっておりますので、それについてはシール自体が大きくなります。そういうことで、そのシールについては1枚2円ということでシール代を徴収をしているようでございます。このシール代についてはもう実際に購入価格と同じというふうには1枚1円か2円ということですので、そういうふうにとられると思います。

それから野菜で18%、加工品で21%、その中から将来に向けた積立金をというご提案でございますけども、実際に出品された野菜については管理も要ります。ほんで徴収したお金を分配する手間も掛かっていきます。それはどこでも同じだと思いますけども、そういった面で、どうしても中で仕分けする人の賃金とか細かい計算すれば、ここのドラマの場合はこういう手数料をいただかないとなかなか運営ができないよと。先ほど言ったように、加工品については21%と言いますが、それは冷蔵施設の中で要る電気代とかそういったもんも加算した上での管理費ということになっておりますので、そういったことについては今後ちょっとまた会社とも協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 私は会計関係、非常に数字は弱いわけですが、監査委員もおられますが、監査委員、非常に数字に強いわけですが、特に貸借対照表なんかでやる場合、手数料18%、あるいは21%設定する場合において、その中でやはり普通ですと減価償却を含めたものをやっていくのではないかなというふうに思いますが。

そういう中では管理費として、いわゆる行政がやっているのに関係ないというような形でこの手数料を設定しているのか。そこのあたりは企業の関係になってこようかなというふうには思いますが、そこのあたりは、あんまり無理を言うてもいきませんが、今後の課題として、行政のほうでやはりそういう管理をしっかりしていく、あるいは財源も、これは一般財源からですので起債の対象になっておりません。ですから、起債の対象になっておるのであれば少しは認められるともありますけれども、全部一般財源からの持ち出しになっておりますので、そこのあたりを含めて、今後は会社との是非協議をしていく必要があるのではないかと。それとまた、そういうことを含めた監査委員のまた追究もお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 一点だけ。それぞれ今質疑がなされておるわけですが、私、総務常任委員会としても、指定管理者制度についてということで、所管の調査として今調査を進めております。そういった状況の中で、こういった問題が出てきたということで、少し調査のほうが遅れた状況にあるというのが現状でございます。

そういった状況の中で言えるのは、先ほど10番議員、味元議員のほうから質問がありましたけれども、大まかに分けて言うということですが、ですから、この時期になって指定管理とはどういうことであるかと。そして、その法律に基づいて進めていくことが、現在の四万十町の現状を踏まえてどういう問題点がある。そして、問題点があるとするならば、町民福祉につながる改正をしていく必要があるということは当然のことであります。

ですから、今の質疑の中で私が確認をしておきたいのは、この現在の契約が、締結が、議案の締結が必ずしも今現在、この6月定例会の中で締結をしなければ絶対成り立たないと、こういったところに支障が出てくるという問題点があれば、その点を確認をしておきたいということが一点です。

それからさらには、道の駅等々が指定管理、道の駅等々が対象になるわけですが、じゃ大正地域の道の駅、ここがまたその域に入ってくると、時期に入ってくるということになろうと思いますので、これはこの在り方。現在の町の規則に基づいた、法令に基づいた手順で進めていくという状況が他の施設にも、併合するわけですから、そういったことも踏まえて、我々はしっかりと事業内容と分担を確認をしていく必要があると思いますので、そのあたりと、二点だけを確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

だんだんにいろいろ意見をいただきました。合併をして今の時期に、本来でしたらこういう議論というのは、議論と言いますか、意見をいただくというのは非常にいかなものかなとは考えてます。合併後9年経過しております。確かに、私も就任して1年たちまして、だんだんに意見をいただきましたので、そういったところは早急に、先ほど味元議員のご指摘もございましたので、対応したいと考えております。

ただ、今回、契約の締結議案が承認されねばならないかということでございますが、私

としたら、当初予算にしっかりと計上させていただいて、一日も早くセキュリティの問題とか、なるだけ住民の生産者に対する利便性、そういったものも踏まえると、この6月定例会でしっかりと承認していただくというのが私の使命だと思ってますので、後に繰り越すということは非常に行政の執行上、極めて問題であるというふうに認識をしております。

だんだんにご意見いただきました。それを含めて、今後利用料。これの例えば手数料とかじゃなくて、現在、参考に申し上げますと、あぐり窪川の場合は確か、私の記憶では取りあえず起債の償還があると。それも本館部分、レストランと特産品コーナー、内部ですね。これについての起債の償還、町の負担分についてということで410万円ちょっとだと思いますが、それでいただいています。取りあえずそれで、平成11年に整備された施設でございますので4、5年たったときには一回そこで利用料をいただくよということでした。

今後は起債の償還ということじゃなくて、そういったもろもろの備品類、町の負担すべき部分について、雨漏り等もございますので、一定本館部分の対象を広げて、本来利用すべき、通常どこがやってもこれくらいの経費は要りますということは、しっかり町のほうに利用料でいただいて、改めて、公的施設でございますので、予算編成をして執行するという基本的な考え方を持っています。

ですから、あまり広がりがなく、やはり利用料収入、それとちょっと反するのは指定管理料ですね。基本的に指定管理料は、民間活力ということでございますので、基本的に私は出すべきではないと思います。ですから、そこをちょっと整理をして、利用料でいただいて公的施設をしっかり管理するという財源確保に努めてまいりたいという考え方でおりますので、ひとつご理解をいただければと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） 今議会でどうしても決定しないといけないのかというご質問をいただいたかと思えます。

冒頭にもご説明をさせていただいたように、今回のPOSシステム、管理をしている基本ソフト、OSがもう保守の期限が来ているよということでございます。そこで入ってる、先ほどから言ってます471名の個人情報、こういった形で抜かれるか分かりませんが、そういった保守をしていくためには、どうしても通帳の番号とか、個人の住所、そういったもんも含まれておりますので、どうしてもそれは守っていかないとということで

ございます。そういったことで今議会では是非とも決定をいただきたいというふうを考えております。よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 大正道の駅の問題。

大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（山脇一生君） 大正道の駅の件が出てきましたが、POSシステムは導入をしておりません。それから使用料についてはいただいておりませんし、それから指定管理料としても支払をしておりません。

以上です。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） そういったご答弁をいただきましたけれども、行政が、預かる側として、予算を執行する側としては一つの決め事に準じて、法律に準じて支払をしていくと、それに基づいて取組をしていくということしかないわけですね、はっきり言って。

しかし、その中でどういった課題があるかということは真剣に、そういった意見を集約をして、より良い方法を講じて、そのことが、公金を使途していく状況が地域町民の福祉に必ずつながると。このことに対して執行部と議会側は真剣な議論をしていくということが我々の務めであるというふうに私は認識をしておりますので、そういった感じで、今現在感じられることがどういうことかと言いますと、一つには、町長、その施設を建設に当たってどれだけの費用を講じておるのか。そしてそれを、道の駅を建立するについてはどういう事業目的でやってきたのかということに今現在進んでいくことが、併合していく必要があるということになりますよね。

ですから、そういった一つの物事の進め方に応じて、どういった課題を解決していくかと言いますと、十和の道の駅を何すると5億円以上の施設、建設に対する費用でやってきましたよね。そして、そこを、指定管理を受けて事業者が業務していくと。それは少なくとも売上げ等々いろいろ努力をされております。その中で、つまり利益を生んでいく事業者ということになるわけですから、その利益を生んでいく事業者に対する、甲乙の協議でリスクを分担していきましょうということの中で、備品購入の件が今回出ているということですから、そういった観点を踏まえて、100%備品購入が、いろいろ説明はいただきましたけれども、その中で町が100%そのことは請け負っていく必要があるということは、法律上の問題ということと、町民意識がどう認めてくれるかと、ここが現在の問題点になるというふうに私は捉えております。

ですから、そういったことを踏まえて、この問題は、当初予算で予算そのものは出ておりますので、そのことは議決をしております。しかし、その取組の内容については一定の調査の必要があるかなということが私自身の思いですので、この件については十和の局長も、この定例会の中でこの案件については認めてほしいということでありますけれども、大正の山脇地域振興局長のほうから答弁があったように、大正の道の駅については規模的なもんも小さいわけですが、先ほどの答弁の内容があるわけですから。さほどどうしても議決をして、来月にはその機械を換えないかんという状況にならなくても、町が受ける損益はないのではないのかなというふうに思いますが、もう一回、どうしてもここで議決が必要であるということに対しては、十和の局長、町長、考えを改めていただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 堀本議員のご指摘、その方面の本当にご意見、十分に分かります。ただ、私ども、今この役に就いている以上、これまでのリスク分担表、そういったものもろの中での今回の議案提案になったところです。

ですから、確かに、ちょっとご指摘受けるかもしれませんが、私もこの任に当たった以上、今回の議案についてはそれぞれ、今までもそうしてリスク分担表の中でやってきてます。ですから、もう少し議論が早くできれば、リスク分担表の見直しもできたところでございますが、指定管理そのものの見直し時期ということで、お時間いただいております関係上、この件について先送りをするということは、これまでやった事業者も見て、やはり不公平って言いますか、リスクの分担表があるがゆえに、これは私としてはここでご承認いただきたいというところでございますので、非常に前段の整理ができてない中での、十和・窪川の違いというのもありますけども、現在のところ、私としては是非この当議会でお認めいただきたいというところでございます。

それから、ちょっとそれですが、せっかくの機会でございますので。

せんだって庁議で、今後の施設については、基本的に今ある施設は全て当初の目的どおり、初期の目的を達成しておるかという判断を指示をしました、数値を。その上に立って新たな、例えば地方創生の流れでいろんな施設計画があるにしても、まずはそこを整理をした上でないと新規事業は認めないということで管理職には通知をしております。

今後、山脇局長が言いましたが、ただ大正地域の道の駅でございますが、今のところ確かにそういった利用組合の利用状況になっていないので、非常にそういったとこ

ろは今の必要ないというご答弁させていただきましたが、今後そういった利用組合、又はそういった利用者が多くなると、やはり私自身はPOSシステムというのは必要な施設だというふうに考え方を持っていますので、今のところそういった体制にないということでのご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） だんだんの議員さんからの質疑がありましたが、私が分からない点が二点ほどありますので、質疑をさせていただきたいと思います。

物品購入の必要性、説明資料の一番、二番については生産者に関わる部分で、これは手数料も納めて当然しょうもんですので、生産意欲も高めるという意味からも、こういうことは必要であろうと、このように考えておりますが、三番については、この説明資料にもありますように、レストランの運営に関わるものです。これは先ほどの、先の議員の質問に対しては、地元産の食材を利用した食を提供しているからという説明がありましたけれども、これは設立時の、当初からの当たり前の話ながです。地元産食材、地元産品を大いに扱う、経済効果を高めていく。これが当初の設立時からの目的の一つながです、大きな。だから、それに向けて、なぜレストランの運営に関わるシステムの部分についてまで補助しなければならないのかという点が分からないのです。これは当然運営会社が自社の運営努力、経営をしていく上で、動線の改善や、釣銭のミスや、そういうものについては当然やっていくべき、運営会社がやっていくべきことだと私は感じておりますので、その点をもう一回答弁願いたいということ。

二点目として、随意契約の理由として「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みであること」と記されておりますけれども、その根拠は分からないんですね、私には。だから、もともとどれだけのものがこれだけの価格でできたかという、その根拠についてしっかり説明をいただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） レストランの飲食向けのPOSについてでございます。

先ほども答弁をさせていただきましたように、このレストランは地元産品を中心に多く利用させていただいております。ただ、この中で運営会社が負担すべきものと言うたら、

それは他の人じゃなくて、会社自体のものではないかという判断になろうかと思えますけども、確かにそれだけを見ればそうかもしれませんが、お客さんというのはやっぱり道の駅全体に入ってきてレストランも利用する。そこで、どこでも、自分も買物行ったときに、ずっと待たされる、品物を持って待たされるというのはものすごい嫌な思いもするわけですけども。

やっぱり年間、ここのレストランの利用者が3万4,697名という、26年度の実績で3万4,697名という方が利用されております。これも365日で割るわけにいきませんので、主に土日の集中する時間、5月から夏場の時間に主に集中すると思えますけども、どうしてもお客さんが並んでしまうというところで、お客さんに対しての気配りというか、そういった点も一緒に考えた上でのシステムというふうに考えております。

今まで個人、一人が注文を受けて、厨房に走って注文して、それから精算をするお客さんに対しても、そういった少数の人間で対応しているわけですけども、そういったミスをなくす、お客さんに嫌な思いをさせないという意味でも大変重要なことでもあろうかというふうに思っております。

それから随契についてでございます。

今回の随契については、実は他にも5社ぐらい、内容を説明しながら見積りを求めた経緯がございます。ただ、現在入れろうとしているのが、古い、先の部分との、再利用する部分がございました。先ほど言ったように、ラベルプリンターとか、そういったものを再利用しようということをお願いをした上で、他のメーカーさんにも、5社ぐらいお願いしたところでございます。その他のメーカーさんとしては対応してくれなかったところもあります。うちはできないとか。それで、メーカーさんによると、次に、支店、支店に振って行って、最後は言うてくれなかったとか、見積りもべらぼうな金額を書いてきたとか、そういったことがあって、こっちが求めている内容と違ったものが入ってきたり。それから最後のほうにも、現在東芝テックさんなんですけども、その系列の会社に、他にも3社ぐらい見積りをいただきました。この中でも全然、うちの求めているのに、求めてないような結果も来たりとか、比較することができないということと、もう一つは携帯用ソフトの入替えの中で、連携をするのにどれぐらいのお金がかかるかなということで問い合わせもしました。すると、今の価格に300万から400万ぐらい追加しないと連携ができないというふうに言われまして、どうしても、じゃ、もうこのメーカーで随契をするしかないかなという判断をしたところでございます。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからは、いわゆるレストランにPOSシステムをという質問であります。

これについては、あぐり窪川も四万十とおわも山村振興事業という事業で、いわゆる食材供給施設と物産販売施設、この二つを大きな事業要素として、事業を町のほう、旧十和村が実施をした施設であります。そういうことで、食材供給施設、地域の食材をレストラン部門で供給をしてという、だんだんと局長からご説明もあったところではありますが、こういう事業の位置付けの中で一体的に運営、POSシステムで管理をしていくという位置付けの下に、今回のレストラン部門のPOSシステムの位置付けがあるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 今の三番の説明、必要性の三番のかが分かんがですがね。

今、先ほど局長からの説明のとき、客のスムーズな流れや、その他営業に関することは当然運営会社がやっていく、普通営業しゅう会社というのは当たり前にしゅうことじゃないがですかね。ちょっと私はその感覚が分かんがですが。私の考えが間違うちょったら、これは失礼なことです。何で一緒にしてやっていくのか。何で動線の改善や釣銭のミス削減。これは当然運営会社がやるべきことと私は思っていますが、すみません、もうちょっと私に分かるように説明いただきたいのですが。お願いします。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） すみません。お答えをし直したいと思います。

ここに新飲食向けPOSシステムの備品ということで、今議員さんおっしゃられましたように、釣銭ミスの削減や動線の改善というふうにうたっております。これもそうですけども、主な流れとしては、文章としてはこういう書き方をさせていただいておりますけども、先ほどから言ったように、どうしてもそこに来る方というのはレストランだけが目的じゃなくて、全体的な目的で来られますので、道の駅全体ということで、そこで嫌な思いをさせることがお客さんの拡大にはつながっていかないというふうにも、自分なりには捉えておるところでございます。全体的な連携の中での考え方ということで、ご理解願いたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 橋本議員の、確かに分かりにくいかもしれませんが、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

あぐりの地場産業振興センターにしても、十和の総合交流拠点施設にしても、一体的にやはり地場産業振興センターの場合はしっかり規定されてます。総合拠点施設もそれぞれの目的で設置をしたということで、設置条例を作ってますね。そのときには指定管理制度はなかったですね。やはり一体的に管理していただくということで、こういう、今日は3項目で羅列をして説明しておりますので、そういった混乱になるような題材になっておるわけですが、本来でしたら、全てが本来は民間がやってもいいんですよ。ただ、やはり民間がやる場合は投資もするわけですから、その投資に相当する利用料はいただくということとございまして、私自身は指定管理の中で一体的に管理をしてもらうという考え方でおります。

ですから、たまたま今回は、たまたまと言いますか、購入物品の必要性ということで3項目に分かれてますので非常に誤解を与えましたが、そういったやっぱり指定管理のやり方しておりますので、今後、それにまた問題、意見、それぞれ現場のほうで課題があれば整理をさせていただきたいと思います。

今回、ここで分散をして予算計上をということではなくて、项目的に、必要性を3項目に分けて説明をさせていただいておるということをご理解いただいて、是非、先ほど、また繰り返しますけども、利用料をしっかり全体いただいて、それに見合う支出をするという基本的な考え方で今後も協議させていただきたいと思いますので、なかなか分かりづらいと思いますが、そういうことをご理解いただければと思います。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 私も何点か分からない点がありますので、お伺いします。

多分、議員側と執行部側でこの問題、あと何時間やっても多分堂々巡りで、お互いが納得できんかなという感じでおりますし、私もそういったふうに聞いておりました。

そこでまず一点、最初に確認をいたしますけれども、これが基本協定書なんですけれども、この第7条管理費用等の中の第2項で「乙は施設の管理・運営等で収受した事業収入等を管理費用に充てるものとする」と。これは、先ほど16番議員のほうから一番初めに聞かれた分は多分この部分であるかと思っておりますけれども、そこで、指定管理のいわゆる費用を町からいただけてます。その中で、今回のこの説明資料にもありますように、この874万8,000円というのは管理運営の中の、一番の占めてる重要な管理費用であるかなとい

うふうにも一方では取れます。

それ以外には、例えば普通一般的には電気代とか、水道代とか、あと。浄化槽は窪川の場合は国交省がやりますけれども、十和の場合は多分指定管理者がやったり、いろんな、それが普通の一般指定管理の費用経費かなと思うんですけれども。ただ、これを見ると、やはり管理費用に充てる中で、こういった、いわゆるOSを始めとするこういったPOSシステムが一番管理上重要な、これがなければ管理運営できんと私は思います。

そこで、先ほどから副町長、町長のほうからもリスク分担表に基づいてやっている。ここに、リスク分担表の中に、下から二番目に、施設設備及び備品の修繕等はどうするかという内容については、こちらにありますいわゆる費用負担区分という部分があります。この中で、工具、器具、備品がありまして、今回は備品の購入ですから購入費用に当たります。この中には二つあります。まず一点目、公の施設として必要と認められる備品は町が見ると。乙の事業の実施に当たり必要となった備品は指定管理者が見るというふうに、いわゆる負担区分が分かれております。だから、ここで議会側と執行部側のかみ合わない点は、まずここなんです。いわゆる執行部側は、これは農水省の道の駅造るときの、一つの施設としてレストラン部門も一体的な公の施設の中にあるから町の施設だというふうに捉えたと、当然今回予算計上して、こういうふうに売買契約を結ぶのが当たり前なんですよね。

ところが、だんだんの議員からは、特にこのシステムの三番目、レストラン。先ほど1番議員が言われた、ここは執行部側に立つと、いわゆる甲の部分に初めからレストランを造る。POSシステムを入れてるから当然甲が、町が負担すべきという答弁しかならんわけですよ。ところが一方、議会側から見ると、これはどう見ても収益事業じゃないかというふうに見るわけですよ。だから、収益事業で見ると、その収益の中から、管理運営のPOSシステムですから、当然指定管理者が払ってもおかしくないという議論なんですよ。

だから、そこあたりの捉え方がまず、基から違ってますので、これは何時間やっても納得するわけには多分いかないと思いますので、そこでお伺いしますけれども、このPOSレジですよ。これ三つあります。OSから1、2、3とありますけれども、これは当然、今回の予算を見ると、基本協定書の管理費用には入ってないと私は思いますけど、本当は入るべきかなと思うんですけれども、入ってないからこういうふうに今回予算計上して契約をするということだと思うんです。そこあたり、まず答弁願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） かみ合わないということではなくて、ちょっと今までの流れの経過の上で判断させていただきましたが、私自身は条例の条文、またリスク分担表の項目にそれほど注視するわけではないけども、POSシステムは運営上の備品だと思います。

私の管理というのは、例えばトイレの掃除とか、必要な電気代とか、そういった施設を管理する部分という考え方で自分は捉えてます。ですから、このリスク分担表の中で、これまでやった経緯、そういった解釈で、あぐり窪川の場合もご承認いただいております。ですから、利用料金については、これは別の話とさせていただいて、私は運営上の町の備品という考え方で、丸のほうは公的が負担するものという理解です。ですから、通常の管理という部分では捉えておりませんので、それのご理解いただければというように思います。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 分かりました。今、町長のそういう言い方でないと、今回の予算計上になりませんのでね。契約なりませんので、分かりました。

そこで、だんだんの議員の中からお話があったように、やはり収益事業もやっている部分があります。例えば、一番目のいわゆる新産直システムが基にあって、その次にラベルを貼ったりという、いわゆる農家の方々へのできるだけ、今までできなかった人も簡単にできるようにということであれですけれども、先ほども17番議員、酒井議員からご指摘あったように、やはりこういった18%から21%手数料をいただいておりますので、だからこういった中で、やはり毎年毎年これ、お金が必要ということじゃありません。町長先ほど言われたように、これ、初めてのOSのいわゆる買換えになっておりますので、やはりもう一度、先ほど17番議員の答弁で町長が答えていただきましたように、これからそういったことも考えていくと。今やってるということですが、私もやはり100%、10番議員が言われたように、言われたから、はい、やりますという今の指定管理のやり方を変えないと、多分これは議会側も納得できないような答弁しか来ませんので、そこらあたり、まずもう一度、町長のお気持ちを答弁願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

私もこの議論と言いますか、この関係についてはもう数か月前頃からいろいろご指摘いただきました。ちょうど就任して、この問題ですね。あぐり窪川と四万十とおわの、言え

ば公平性とか、地域への貢献とかいうことは整理をするということでこの任に当たりましたので、今、体制的な問題、あぐりの課題、十和の課題、これらを今順次整理をしゅうとこです。

この間の施策ヒアリング言いますか、日を取って、その中でもいろいろな課題がございましたので、ことこの件についてはもう十分、議員の皆様方のご意見は十分自分も認識してます。貴重なご意見だと思いますので、私がお約束させていただきますが、近いうちに指定管理の全体の調整とか、一般公募すべき施設だとか、そういったものも確定をする中で、利用料金との整合性をもって、この問題はリスク分担表も含めて再度検討させていただいて、またご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） 先ほど指定管理料のことが出てきましたので、ちょっと参考に報告させていただきたいと思います。

十和の道の駅になりますけども、現在440万円の指定管理料を支払をさせていただいております。その内訳としては、委託料として電気保安協会への委託料、それからあそこの場合、井戸からの貯水をしておりますので、その浄化システムがございます。その浄化システムの保守管理でも90万円近く支払をしております。それから合併浄化槽の管理、防犯システム、消防システムの点検とかいったところで、この分で大概のお金の支払して、あとはトイレ等の清掃とか、浄化槽の管理、それから駐車場の電気代とか、ケーブルテレビの使用料とか、そういった、言うたら一般に使う部分の管理ということで440万円というものをほとんど使っております。

以前も言わせてもらいましたけども、その440万円以上に、ドラマさんとしても所々傷んだり、修理したりしておりますので、そういったもんも手直しをしていただいております、今のところ460万円ぐらいの、町からの指定した部分についての管理がそれぐらい要ってますよということになっております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 町長のほうからも答弁いただきましたけれども、指定管理制度そのもののやっぱり早期の見直しと言いますか、そこあたりの、収益事業にやはり一方ではつながってます。だから通常、行政側じゃなくて町民側から見ると、収益の中から管理運営

の部分をやはり負担すべきじゃないかというのが、これ、多分いない人はないと思うんですよね。

だから、10番議員も言われてましたけれども、道の駅のあぐり窪川は決算書が出てまいります。ところが、十和の道の駅は決算書が出てまいりません。だから、そこあたりも、これ、チェックするのにはやはり監査しかないわけですがけれども、やはりこういった状況の中で、いわゆる契約のことで、これだけ議会側もやはりいわゆる運営状況、収支状況知りがっておりますので、できれば今議会中に前期、決算まだ済んでないか。そうすると平成25年度でありますとか、平成24年度は既に済んでいると思いますので、そこらあたりのやはり収支決算書を見ないと中身は分かりませんので、できればそういったことも、もし提示ができればお願いをいたしたいと思いますし、最後に議会側が言うのは、今後の財政が、やっぱり町財政が厳しくなると。そういった中でリスク分担、いわゆるお金の費用負担の区分をもっと広げるべきじゃないかという議論かなというふうに考えておりますので、もし決算書についての答弁ができれば、いただいて終わりたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今、局長のほうから説明しました。それがまず一つの改善根拠だと思います。あぐり窪川の場合は、今申し上げました部分については、現在のところ指定管理料は出してないです。ですから、これも一つの検討課題だと思います。

経営状況については確かに法的な部分がありまして、なかなか立ち入れないと言いますか、立ち入ってはいけないという部分ありますが、ただ指定管理を受けている団体として、発注側からまず資料を求めていうことは、せんだっての定例会でも指摘受けましたので、局長のほうには指示をしております。今定例会でということちょっと今ご指摘いただきましたが、一応その辺の状況がつかめましたらということでお願いしたいと思います。

やはり平準化と言いますか、施設の確かに体力はそれぞれありますけども、やはりその体力に応じて、指定管理の中でこのリスクの分担を定めておりますので、その中で一定猶予のある、どちらがやってもいいというような項目もあります。ですから、基本的には利用料をしっかりと作成をさせていただいて、あとの管理的な費用については、なるべく指定管理者が経済活動をしっかりとやっていただいて、その活動の成果を公的な、例えば施設の運営にということでお願いをしてまいるつもりでございますので、ひとつご理解いただければと思います。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

8 番水間淳一君。

○8 番（水間淳一君） もうやめろかなと思っておりましたが、簡単なことですが、少し納得ができませんとがありますので、お伺いしたいと思います。

三番です。だんだんの議員から話が出ておりましたが、この中の釣銭ミスの削減と、動線の改善、これを説明してください。釣銭ミスの削減とは、直接従業員とか職員が現金を持ってお客さんにお釣りを渡すのか、それとも自動的に機械がパッと渡すようになるのか、そののところを知りたいと思います。

それと、動線の改善。動線動線と言いますけど、これは一般的には分かりませんよ。動線言うても何のことやら分かりません。このことははっきり分かるように、一般の町民に分かるように説明してください。まず、それを。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） ご説明をさせていただきたいと思います。

釣銭ミスの削減という部分でございます。今までのシステムでは、お釣りを渡す場合、入金して計算するとザッと出てくる。それを職員が一個一個拾って渡していたということになります。今度のシステムで考えてるのは、例えば1,000円なら1,000円をサッと入れれば、お釣りがそこへザッと出てくる。ほんで、それを、取ったものを確認してお客さんにお返しするというようにしております。現金を持っているわけではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから動線の改善ということでございます。動線については、お客さんが、ちょっと細長くなっておりますので、お客さん座る位置が畳の部屋とか和室とテーブルになっております。レジの部分というか、出入りする部分と距離があって、注文を、普通の大きなレストランに行くと、ハンディのもんで入力すれば、それが調理場に届くというふうなシステムを考えております。そこでお客さんの情報をすぐに入れて注文、食堂のほうがすぐに受けてやるというふうなシステムを変えろうとしております。今までなら、注文を受けたものを厨房まで行って報告してというような形でおりましたものを、少しでも短縮をしていきたいというふうなことで、動線の改善というふうにしております。

○議長（橋本保君） 8 番水間淳一君。

○8 番（水間淳一君） 釣銭と動線については分かりましたが、しかし、先ほどからだん

だんと意見が出ておりますように、同じ建物の中で営業をする場合に、それは利益追求、利益目的ということがありますので、ここんところがちょっと理解できないというところが、食堂向けのPOSシステム、これがちょっと理解できないというところがあります。

それで次に、時期が来れば自動的に更新をするということのように、今までの説明を受ければ聞こえましたが、全体的な説明は大体理解ができます。できますが、自動的に更新をするということがどうかなということもありますし、それから874万8,000円、この大金を投入して、やはりこれに見合う効果があるかどうか。

そして、特に民間では費用対効果というのをかなり営業のときにはまず考えるわけですが、そういった費用対効果、つまりこの資金投入によって事業利益がちょっとでも良くなるのか。ひいて言えば経常利益かも分かりませんが、最終的にはこれがちょっとでも改善するのかと。そういったところまでやっぱり考えて、大きなお金を投入するときにはやはりそのことも考えながら投入せんと、やはり利益を追求するということも大事ですね。サービス業ですので利益ばかり追求してもいきませんが、公金を投入することになりますと、費用対効果ということがやっぱり大事になってくりゃせんかなというふうに思うわけですが、そこんところはどのように考えておりますか。考えてなかったら考えてないでええですけんど。費用対効果、これはちょっとどんなに考えておるか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

私もあぐり窪川におった経験が2年あります。確かに当時、釣銭間違い非常に多かったです。再三にわたって監査委員から指摘も受けてやりました。あぐりも手打ちをして、レジ開いてお釣りを渡すという行為の中で、どうしても釣銭間違いがあります。僕が退職した後だと思いますが、ここを出た後だと思いますが、あぐりも今導入してます。やはり釣銭ミスというのはお客さんの本当に信頼を失う、一番大事なことだと自分自身も思っていましたので、非常に全体的な経済効果等々については売上げにつながるというものではないですけども、逆に言えば、お客さんを捨てるという考え方の下では非常に僕は大事な、一番信頼していただける機器じゃないかなというように思います。

それで、先ほどのPOSの動線についてでございますが、やはりオーダーミスがあったり、それぞれ手書きですのであります。ですから、オーダーミスも防げるということで、これは一気に入り込客が増えるというのではなくて、入り込客の減少を防止をするという一

つの考え方。そして、なるべく早くオーダーを発注して、1分でも1秒でも早く作れるというようなことで、やっぱり回転率の向上にもつながるんじゃないかというように自分自身は考えてます。

ですから、それぞれこれについて、お客さんが10%、20%上がったよということが本来でしょうが、やはり先ほど言いましたように基本的な運営上必要な機器ということでございますので、それぞれの施設の信頼につながるということで自分自身は考えておりますし、POSの、動線の行き来の簡略言いますか、省略できる部分もありますので、やはり一定そこについては回転数にもつながるんじゃないかな、信頼にもつながるというようなことで計上させてもらっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 説明大体分かりました。

やはり先ほど申しましたのは、費用対効果というのはやはり金銭的なことも重要ですけども、やはり金銭的だけではない。いろんなサービス業ですので、サービスのなこと、お客さんが気持ち良く来てくれる、気持ち良く帰る、そういったところも効果になりますのでね、費用対効果というのは。一つだけを捉えて費用対効果と見るんじゃないしに、そういったところもやっぱり考えながらやらなきゃいけないと、このように考えます。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

この問題については非常に紛糾をいたしました。午後、議員間の自由討議を行いたいというふうに思っております。

ただいまから暫時休憩に入りたいと思います。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第76号について、自由討議を行います。

この四万十町議会においては、初めての議員間の自由討議であります。時間は1時間を予定しておりますので、その範囲の中で自由討議をしていただきたいというふうに思います。

それでは、始めたいと思います。誰からでもよろしいですので、質疑があれば討議を行っていただきたいというふうに思います。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 何言うてええか分かりませんが、私の意見は、十和地区、ああいう厳しい条件の中でいろんな生産物を出して、それをここの道の駅で販売するということでは、道の駅の果たす役割は非常に大きいと思っておりますし、また、雇用の機会を提供しちゅうということで非常に今大きな役割を果たしちゅうというふうに思います。

ただ、町のお金を出す以上は、やはりチェック機能が必要だと思っております。そのためには、定期的な運営協議会みたいなものを持つ必要があるのではないかと。また、収支報告会なんかも定期的にやるべきじゃないかと思っております。

それから、管理者はそこへ使いゆう方の社会保険とかそういう労働条件なんかも、本当に働きがいのある、そういうものを責任を持ってやるべきだと思っております。

それから、生産者の意欲ですよね。再生産に必要なやっぱりそういう対応をしていかないかんじゃないかと思っております。

それで、誰に質問してええか分かりませんが、そういう点が抜かっておったんじゃないかと思っております。それが私の意見でございます。

○議長（橋本保君） ほかにありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 何か前段の質疑の中で、やはり農林水産省の補助事業を導入して、地場産業の振興と雇用の確保というようなことを執行部の方は盛んに言われていたけど、その事業目的が本当に果たされているかどうかを検証するためには、やはり財務状況、これが分かる必要があるわけですね。それがやはり、けど、会社法によって財務諸表の提出はちょっと難しいというようなことになると、結局設置目的自体が疑われる、目的にかなっていないというようなことにはなるかと思います。

いつも何か、前半の質疑応答を聞いてて、私自身もいろいろ混乱する点もあったんですけど、結局施設の管理をすると。何のために管理が要るかという、そこは事業を運営している施設であるからと。

運営とは何か。運営とは営業体、事業体は営利目的であると。だから、管理と営業と事業に対するきちとした区分けが必要だと思うんです。それに対してもうちちょっと、どう

いうふうにお互いの共通認識を持てるかということをはっきりさせていく必要があるのではないかと思います。

それをはっきりさせるためにも、やはり現在の財務状況、つまり運営実態ですよね。それから、先ほど7番議員が言われましたように、雇用の質ですね。これを確認するにはどうしても給与体系とか、就業規則とかそういうところにまで及んでくるわけです。でも、それもやはり株式会社であるからというので情報公開を阻まれては、質も確認できません。

私が思うのに、いつまでたっても、いい雇用をするようにお願いするとか、一生懸命経済的に営業を努力していただくとかって、お願いの世界ではいけないと思います。設置者も責任が基本的にあると思います。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 私のほうもちょっと意見を言わせてもらいます。

午前中の皆さんのご意見をいろいろ聞いておりました。この指定管理の関係について、私も過去3年ぐらい前でしたか、一般質問で取り上げて、指定管理の在り方と指定管理の範囲はどうかといったところをお伺いした経緯もあります。そのときの時点で、確か営業という話には至らなかった。いわゆる管理、冒頭、先ほど午前中の町長が答弁したとおり、要するに施設の管理をする。いや、建物等々の管理というようなことで答弁をもらって、その場を終わったような記憶もあります。

今回いろいろこの議案76号についての売買契約の締結ということで、要するにOS機器のレンタル、更新をするという内容の議題であります。論点となっているところは、いわゆる管理内、施設の中の食堂の部分がそれに含まれるのかどうか。はたまた要するに営業というものに対しての指定管理料が、どういう因果関係にあるかというようなところであろうかと思うんですね。やはり指定管理の、いろいろ町長言ったようなリスク分担表というの、しっかり一応整えてはあると思いますけど、やはり欠陥があるということがここで露呈しているわけですので、他市町村の、全国の探して引っ張り出してみると、結構やはり詳しく、例えばこの冒頭のセキュリティの関係、個人情報の保護関係についても、今回みたいな年金問題の流出のように、いざ起こった場合についての対処をどうするか。どちらがそれをいわゆる取り上げて、どういう形で報告をするかと。報告するまでの、いわゆる細部にわたってのいわゆるガイドマニュアルというのが策定をされておる町村が結構多いんです。

ただ、うちの場合については先ほど来の話で、やはり一定の分担表も作ったりいう形で、両方の、管理する側へも話、内容についても明示するような形を取ってあったとしても、やはり今から考えることによっては、もう少し、先ほど来の議論のとおり指定管理を考えるんだとしたら、それも含めてガイドラインをしっかりと構築していくということになると、また同じような繰り返しになると思うんで、そんな意見をちょっと申し上げておきます。

○議長（橋本保君） ほかにありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） あまり意見が出ないようですので、自分の思いを少し述べさせていただきますと、先ほど執行部との質疑の中で、私はいわゆる協定書の内容について質問をいたしました。

執行側はあくまでも現在あるこの施設、十和の道の駅については全てが一体化して町の財産であると。だから、今回答弁にあったように、レストランの部門も全部提案をしたということですけれども、一方これが、道の駅めぐり窪川の、これが協定書なんですけれども、この中のリスク分担表。この中に、施設設備及び備品の損傷修繕の欄で、備品の老朽化に伴う更新という欄は、これ、指定管理者のほうが負担するというふうになっています。つまり備品が古くなった。買換えたい場合は指定管理者がやりなさいというふうに名目上はなっています。

だから、町長の答弁にもあったように現在の、例えば同じような道の駅の二つある中で、一方と一方の協定内容が違うと。だからこういった議論になるかなと思いますし、それと、これは先ほどの本当は質疑の中で確認をすればよかったんですけれども、確認するのを忘れておりましたけれども、この総合交流拠点施設の指定管理の基本協定書。これは当初は指定管理ではありませんでした。出来て3年ぐらいですかね、これは町のほうからの委託事業か何かでやってたと思うんですけれども。その場合の、いわゆる何かあった場合の、施設の改築であるとか、修繕が起きた場合の費用負担区分があったと思うんですけれども。多分、もし違ってれば、私は執行部のほうの説明もいただきたいんですけれども、このときのいわゆる備品の購入は、公の施設として一体化してるから町が見るんだという協定内容で、そのまま引き継いできたのではないかなということも、先ほど質疑できませんでしたがけれども、そんなことかなとも思います。逆に、先に、既にめぐり窪川は指定管理で初めからやっておりますので、後発の十和道の駅のほうが指定管理をもしやるん

であれば、こういった備品の購入であるとか、修繕に関するあれは、やはり統一した指定管理の協定書であるべきであったのではないかなということを感じます。

そういった中で、私の意見として、やっぱり問題になりました三番目のいわゆるレストランで使うPOSレジについてはだんだんの方々からも意見出ました。一番最後で、8番議員のほうから出た質問を聞いてて納得したんですけれども、この部分は私は、今の指定管理を受けてる会社の内部問題が大きいと。釣銭の間違いであるとか、そういうレストランの狭いところの動線の改善を図りたいということでも、私はむしろ250万円というこういうPOSレジを入れなくても、釣銭の受渡しは確実にするのが当たり前ですから。普通にやればできることではないかなということで、一部ではありますけれども、このレストランでのPOSレジの導入に関してはいかがかなという、私は午前中の質疑を通じて感じたところです。

○議長（橋本保君） ほかにありませんか。

今、下元さんの意見に対してとか、どなたかの意見に対してとか。3回でありますので、その辺を十分心得ていただきながら質疑していただきたいというふうに思います。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） すみません。番号、席番もちょっとあれなんで。下元昇議員の意見で、私も同感です。やはりそれは、株式会社であるならば、営業努力に関することだと思います。それに指定管理のリスク分担表をよく見ておりますと、工具・器具・備品ですよ、これは「乙の事業の実施に当たり」と書いてあります。あれは完璧に事業の部分ですよ。事業。事業を行うからこそ公の施設の管理を指定管理者にしているわけです。事業のない公の施設は指定管理が発生しません。それは皆さん合意するところであると思います。事業なくしては公の施設の指定管理はない。としたら、事業の中身を確認していくしかないわけですよ。そしたら、これは事業の実施に当たる部分であって、これは確かにリスク分担表では乙と書かれております。

それから、先ほど執行部のほうから少々説明がありましたサービスの向上、それから効率的な管理運営、出荷者の利便性を図る、それから高齢者でも使いやすいようにする。これは実は一番下に書かれてる、乙が管理料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため改築などした部分について、これはちょっとすみません。ちょっと自治区部の考え方の文を読んでしまいましたけど。これは要するに、営業上の努力の部分ですので、効率ですよ。サービスの向上、それから効率を高めるということは、これは明らか

に乙って書いてあります。この機器の更新というのは、これは模様替えって解釈すること
も可能ではないかと思います。ですから、私は下元議員の意見に共感を覚えるものであり
ます。

あと一つあります。確かに、どうしてここまで十和道の駅に対して、これだけの公の、
言ってみれば、相手方の言いなりの補助を与え続けることに多くの議員が疑問を持っている
かということに関して、私は資料がなかなか調いませんけど、平成21年から平成25年に
かけてあぐり窪川と十和道の駅で指定管理に関わる部分、十和の場合ですと、その部分と
補助事業全てのプラスマイナスの収支を調べてみました。あぐりに関しては出資者であり
ますので、収支報告書が議会にも提出されます。だから、あぐりの場合にはより完全な形
で分かるわけです。四万十ドラマの場合には、十和道の駅の部分しか分かりません。け
ど、各種補助事業は情報公開を通じて入手可能ですので、ちょっと数字をはじき出してみ
ました。平成21年から平成25年までです、期間を限定して。十和道の駅はこの5年間で、
道の駅の収支は41万3,802円のプラスです。わずか。それで、そこに多額の補助金が投下
されてます。その補助金、実に15個、17件でしたか、の補助金がい러んな国から県から、
あるいは商工会連合会から、経済産業省からいろいろ投下されております。それをトータ
ルに、受け手は全て四万十ドラマですので、はじいてみました。

実にマイナス5,541万4,827円です。ですから、この十和道の駅、指定管理者ですよ。ね。
5年間にはじき出した利益41万3,802円から、全て補助金等というのは公金ですから、運
営上必要だったであつたんでしょ。うね、事業上、株式会社として。その補助金の額を引い
てみますと、実に1億4,018万9,503円のマイナスになっております。

片やあぐり、これは道の駅でトータルに収支報告が出ますので、当期純利益で出てきま
す。これが、5年間分が5,579万3,116円です。あぐりも補助金を得ております。同じ平成
21年から平成25年ではじき出してみました。1億35万8,113円です。これを差し引きます
と、つまり利益から補助金を差し引きますと、つまり事業体としての運営実態ですよ。ね。
これを私は個人的に実質収支と呼んでおりますが、それはマイナス4,456万4,997円になり
ました。つまり、十和道の駅のほうがあぐり窪川に比して、事業体として非常に赤字体質
であるということです。これは共通の認識にしたいと私は思います。

○議長（橋本保君） ほかにありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 午前中の質疑の中でもだんだんの意見が出てきて、大体そういう

中身かなという判断をしております。が、自由討議であるということですので、簡単に私の思いを述べてみたいというふうに思いますが。

この平成27年の当初予算の中で、予算書の中に備品購入とした850万ですか、この予算は出ておりました。その件について今回疑義を持ったことに対しては、まず一点述べてみたいと思うわけですが。

本町の在り方として、議案の説明については重要案件、さらには新事業に対する案件、さらには高額なそういった費用を伴う複雑な内容については概要説明の中で説明を主にしていくと。そのことが、全体の予算の説明の内容としてやっていきたいと。その後の区分については、継続事業や平常時の事業については担当の課長で説明をしていくと、質疑に対して説明をしていくというスタイルで行きましょうという確認が取れておるというふうに認識をしております。ですから、一つには今回そういった内容等々で、説明資料の中にこの重要な案件が出てきていなかった。それはなぜかなというような疑問を持って、最初から感じておりました。

それから、もう一つについては、もう一点の考え方については、要するに指定管理者制度とはどういうことかということで、我々は、総務常任委員会としては所管の調査として調査に入っております。その途中です。

その内容としては、協定書の見直しということも私、通告をしております。基本協定書の見直しということも通告をしておりますし、さらには外部監査の必要性についても協議をしてみましようということで通告をしておるわけですが、それが、全てのことが、今日ここで議論をしていく中身に全部つながるがですよ。全部つながってくる中身になるわけです。

ですから、そういうことを今日、この長きに至った指定管理者制度が始まってから以来、いろんな要素があると。その中で公募によらない指定管理の在り方を本町は取っておりますので、ですから、そのあたりから見直しをかけていくというようなことで調査に入ったわけですが。

ただ、この議案76号については十和とおわの道の駅ということですから、それは指定管理ということの制度の始まる以前から、株式会社四万十ドラマさんに委託業務から始まった経過があるように記憶しております。ですから、今の協定書がそっくり当てはまるかという、そうでもないというようなところもいろいろあるわけですね。

その中で、指定管理をしていくに、5億円余りの施設の建設予算でやってきた施設を貸

し与えて、そこで営利を目的にして一応やる会社ですから、その中を分かりやすく考えたときに、一定その施設の管理も踏まえて、営業も踏まえてやっていってくれる事業者を探して指定管理をするわけですから、その中で備品等々のことについては、私は一定は、それは町が支援をすべきというふうに判断をしております。

それから、午前中の質疑にもありましたように、6番議員のほうからもありました。それは、今日現在そういった情報の漏えいというようなことは大変なことにつながるということですから、それにセキュリティを掛けていくということは、この時代必要なことであろうというふうに大筋では思いますよ。

しかし、それに係る費用として、町が全額みていく中身かなということについては、私はどのようなことでも、自分の判断の中で消化がし切れないという考えを持っておりますので、この件について、あくまでも執行部と議論をしても結論がなかなか出ないというふうに思いますので、今私たちが所管調査でやっていく中身の内容になるわけですが、それは途中であるというて、途中であるということの中で、我々がまとめをしてということに至らない状況の中でこの問題が出て、さらに複雑であるということですね。常任委員会としてはさらに複雑である。執行部は条例や規則、基準、法令に基づいて、判断をして答弁をするしかないわけですが、そういった状況の中で、今この議案を討論まで用いて、じゃ、白か黒かと、議決をするのか、否決をするのかということに至るにはなかなか私は自分自身の整理がつかないということです。

ですから、午前中の質疑の中で、今この議会でどうしても認めてもらわなかった場合には、町にはこういう損失があるというところの確認をしたわけですが、当然、執行部としては、予算として出したものに対して、もう少し時間の余裕がありますというような答弁はできんわけであって、そこは理解をするわけですが、私はもう少しそういった内容等々を議会も精査をし、協議をしていく必要があろうという意見を持っております。

ですから、今後においてはそういうことは協議をしながら、それから17番議員の質疑の中にもありましたように、やはりその事業者もそれに対しては、施設の使用料等々をだから町に支払をしながら、その支払も積立てをしながら、こういう場合にそこから拠出したもので、結局備品購入にも充てていくということが仕組みですから、そういったことも踏まえて、もう少し明確に町民に説明ができる状況をつくっていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、私の考えに、それはおかしいという意見があれば、ま

た、その意見も伺ってみたいなど、このように思います。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 私は、隣の12番議員の考え、意見に反対ではありません。むしろそのとおりだなということで、自由討議ですから、私の気持ちを話させていただきます。

そこで、あと一つ、今回のこの15ページの中の資料の一番最後に、いわゆる随契の問題も出ました。私はこれまでもこういったシステム上のことは、こういったPOSレジ以外のことでも、今日も午前中のいわゆるバグフィルターの購買とかああいうことについては、それはその専門の会社がやっているところ。それを他のところから買うと莫大な費用が掛かって、逆に経費が高くなるということも分かっておりますので、この随契の理由は私は当てはまるかなと。むしろ今回のこういったシステムのPOSレジ等の購入については執行部提案どおり、随意契約のほうが経費をかけずに済んだんではないかなというふうにも思います。

そこで、私の意見といたしましては、今12番議員のほうからもありましたけれども、私もこの後討論に入って、右か左かということと言われても現状では非常に揺れております。現状の中では、執行部の言われているいわゆる論法というのが筋かなと。というのは、なぜかと言うと、今の協定書に基づいて執行しようとしている。いわゆるレストラン部門を含めて一つの公の施設だから町が負担すべきという議論です。しかしながら、議員の中からは、多くの方々が、収益を上げてる部門でもあるし、先ほども私申し上げました会社の中で、三番のいわゆるレストランのPOSシステムは、これは今回どうしても導入しなくても、改善する余地があるんじゃないかというようなことも考えますので、現状、この後どうなるか分かりませんが、私はここで他の議員の方々も結論を出すには非常に苦労されると思います。

そこで、一つの提案として、この討論に入ればもう採決しなければなりませんので、討論に入る前に議長のほうで休憩を取っていただいて、この問題を例えば総務常任委員会ですとか、産業建設常任委員会のほうに付託をして、後日委員会のほうからの報告を受けて、採決をするんなら採決をすると、そういった方法もあるんじゃないかなと思いますので、議長の判断をお願いをいたしたいと思います。

○議長（橋本保君） 今、下元議員のほうからそういう意見も出ております。

この意見に対して皆さんの考え方も、またお聞きをしてみたいなというふうに思います。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 3回までの質問だということで、自分の疑問点をできるだけ述べさせてもらいたいと思います。

私は、今、執行部に関して質問する時間ではありませんが、午前中の質疑応答を聞いていまして、執行部側の答弁の中にやはり、12番議員も言われていたように、条例に基づいて、リスク分担表に基づいて、指定管理協定に基づいて行っていると。それはもちろん分かっていることなんです。

どこが問題かという、協定とか、それから条例とか、そういうものをどう解釈するかですよね。解釈の余地のない協定も条例もあり得ないと思いますので。もし、条例そのものを現時点でどう捉えているか。オールマイティなものはありませんから。そのことも踏まえて執行部からの答弁をいただけるようでありましたら、もっと議論が前進するかなとは思いました。これは私の感想に近いものなんですけど。

そのように協定に基づいて、リスク分担表に基づいてっておっしゃるんで、あえてやっぱり指定管理者協定に目を通しましたら、個人情報について書かれております。これは乙の責任であると。つまり、指定管理者の責任であると。そしたら、その責任を全うするために今回の備品の刷新、つまり更新が必要、生じてきた。自分の責任感におけるものの費用負担は、その責任を負ってる側がするのが通常のことではないんでしょうか。この辺にも何か矛盾を感じます。

まず最大の矛盾というのは、私は、中土佐町に地域振興公社というものがあります。公社ですよ。だから、いわゆる黒潮本陣とかああいうところの事業をやっているところです。ちょっと前になりますけど、高知新聞で、そこが年間200万円、利益のうちの200万円を町に寄附したと。寄附というか寄贈というか還元したっていうか、200万円を町に提供したというような記事を読んで、すごいなと、営業成績がいいんだなと思ったんです。

公社であって、そのような営業成績を上げているところがある一方、株式会社が先ほど申し上げましたように実質収支、これは結局補助金が行ってるから実質収支が非常な赤字になるわけですけど、あるような実態にも非常な矛盾を感じます。その矛盾が現にあるからこそ、やっぱり指定管理者協定とか、指定管理の在り方の抜本的な見直しが必要であると私は思います。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 私も一言自分の考えを述べさせていただいておきたいと思いま

す。

今回のこの議論がやっぱり今後の公（こう）、公（おおやけ）と民間の協力の体制の手本となるような形に、これが育っていつていただきたいなというふうな視点で考えてみたいと思います。

先ほどからも午前中もですが、だんだんに議論がありますように、町側、公の施設の一部として必要と認められる備品であるという視点で来るわけです。私たち議会の側は、しかしながら、これは乙の事業の実施に当たり必要となった備品ではないかと。それはだからドラマのほう負担すべきだ。

この議論の堂々巡りなわけですけども、ドラマさんのこの運営ですけども、私はすごく良い運営をしてきたんではないかなと思うんです。何て言いますか、例えば、別の事業として新聞のバッグを売る。その仕組み自体を売ってみたりとか、クリの製品事業なんかをうまく育てたり、それを、また、地域でもクリ自体を生産しようというような仕組みを育てていったりとか、こういった様々な地域を巻き込んだ仕組みも作っていつていうふうに思うんです。そういった意味からもドラマさん、この指定管理者であるところが自分の稼ぎで運営していけるように、また、そういった自分の稼ぎを地域に還元をしていけるように、再投資をしていけるように、また、やはりこういった今回の設備、備品についても、自分のそういった稼ぎの中でそれを更新していけるような、公と民間のうまく協力体制の仕組みを、今回の中で是非とも作っていつてほしいと思います。

こんなふうに、先ほど16番議員さんのほうから赤字体質だという指摘ありましたがけれども、いろんな事業がうまく機能していつていけるのではないかなというふうに私は見ておりました。そういった視点からも民間と公がうまく協力をしながら、公の施設を使って民間がもうけたものを家賃なりで町のほうにもバックをしていく。また、もうけたもので自分の会社の事業の設備品の更新をしていく。そのもうけた分の中で地域の中に再投資をしていく。こういった形の、是非とも見本となるような形を町とドラマとが協議をしながら育てていつていただきたいなというふうに思っておりました。

以上です。

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） せっかくの自由討議ですので、私も意見も言わせていただきます。

これまでのドラマの設立、あるいは道の駅の設立に向けては、非常に合併してからすぐ

の問題でございました、道の駅については。私は、十和の議員のときにそういう形で道の駅を造りたいと、前村長がそういう思いを述べてきたことがございます。

そういう中で、用地の問題とかいろんな問題で現議長も苦労をされたというふうには思いますが、しかしながら、これまでその中で、あんな大きい施設を造ってどうかというようなことも窪川のほうからはいろいろ言われました。執行部のほうからも言われました。しかしながら、計画の中では、3階に今のケーブルを入れてというような計画もあったわけでありまして。それが、こっちのほうへケーブルが入って、それはなくなったと。

そういう中にあって、5万人ぐらいの程度が来たらいいほうじゃないかと、人が。しかしながら、現時点で約15万人近くの人がそうして訪れるような立派な施設となったということは、それだけに努力しているということも評価をしていただきたい。

私は、そういう意味で先ほど下元議員が言われたように、一定頑張っているということも、議会もそういうことを表現をしていただいて、ただこの問題点だけを言うのではなくして、これを将来に向けてどうしていくのかということが先ほどから議論されているわけで、一つは、この三番目の問題が、食堂にはそういうことは要らないのではないかと、そういうところだけなわけでありまして。

しかしながら、そういう中で、今、年金の流出問題を含めて大きな課題となっておるところがこの問題ではないかと。いわゆる口座番号まで含めて全部道の駅は、これを管理しているわけでございます。そういう中にあって、流出したときの責任は、所在はどこかというようなことも先ほど言われましたけれども、そこは明確に答弁はないわけですが、そういうこともありました。ですから、そこを含めて今現時点で、このシステムはいわゆる約、耐用年数が5年となれば、5年の間にどうしてそれを今後また整備をしていくのかというようなところを含めて、やはり今後考えていく必要があるのではないかと。いうふうに私は思っております。ですから、地域は本当に人口も少なく、約3,000そこそこの人口で一生懸命になって取り組んでいるところを是非評価もしていただいて、そして、その上に立って地域活性化に向けて取り組んでいただきたいということを、心から議員の皆さんらにもお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 討論のまとめのような内容になったわけですが、あくまでも私たちが所管の調査として取り上げた問題、指定管理者制度とはどういうことかということでもありますので、当然にして、今6番議員、先ほどの16番議員、それから17番議員の

内容について、それは反対という議論にはならないわけですね。ですから、その中に生じてくる問題を、さらに調査をして地域にいかすということが我々の仕事であろうと思いますので、具体的な議論に入っていかなと内容が見えないということが、私は思っております。

ですから、指定管理者制度ということはどういうことかということですから、それはやはり町が、公が直接に運営してやっていくよりも利益が上がるし、町民福祉にもつながるし、合理的でもあるしということがあるわけですから、だから民間に指定管理をしながら地域の福祉も図っていく、産業の振興につなげていくということが目的ですから、この制度の。だから、その制度の目的に当てはまっていきゆうかということ、我々は調査をしなければならない。執行部は当然ですけど、我々もそういう視点を持って調査をしないと、指定管理者制度の決まりに準じた形で行きようということになるかならないかと、ここですから。そこへ今回のような問題が出てくるわけですから。

ですから、私もこの間本人にも会いましたけれども、株式会社四万十ドラマさん、社長とも話しました。ですから、頑張っておるんですよ。一生懸命頑張っておる。頑張っていることが社会から分かりやすく、評価に値する仕組みを作っていないかん。こういうことです。

その逆を言わすと、頑張りがながらも非常にマイナス点があるということになる。そのことも明らかにして、明確に分かっていく必要があると。こういうシステムをしっかり作るためにどうあるべきかということを議論していないかん。ですから、株式会社四万十ドラマとしては当然頑張ってこれはやらないかん事業体ですから。そこ指定管理をする公の施設の道の駅の運営についてはどうかと、この二点をもって私は冷静な判断で協議をしていく必要がある。ですから、ドラマさんも頑張ってやっておることは私も認めてますよ。彼ゆえにここまでしてきたなということも私は思っております。

そういった中身と、この道の駅、それも公の施設ですね。そこを管理をしながら運営をし、そこでも結局受益が上がることを目的として取組をしていくわけですから、そうすると、そこは分けた考えもしっかりとないと、そこをさび分けをした視点がないと、なかなか協議に入れない。ドラマさんが一生懸命頑張ってやって、そのことが、将来的にも計画を作ってやっておりますので、そういうことでも頑張っておるわけじゃけん、そこも視点に入れてということになると、なかなか判断が狂うてくるところが出てくる。公金を使って施設運営管理をしていく内容として、甲乙がどういう分担をしながら地域にその事業内容

が振興していき、産業の発展につながっていき、雇用が生まれるかと。ここを判断をしていく内容として私はあくまでも捉えております。ですから、議員全員がそういうことはやめなさいということについて、業者そのものを指摘をしてという内容に解釈をすると、議会としての我々が、執行部が執行していく予算に対して、交付金に対して、それがどうあるかということを議会の立場で厳しく指摘をしていく、監視機関としての私たちの立ち位置もしっかり守っていくという視点を持ってないと、ドラマさんに限らずいろんな問題が出てくると。

ですから、将来的に成功していくことと、長期についてやっていくとするならば、なお、そこは一定の分担の中を見直していく必要があるのではないかなと。そうして町民共に、町民も広く、今6番議員が言われたような事業計画の内容を町民そのものが賛同をし、評価をし、応援をしていくという地域をつくるために私が、私の考えとしてはそういう内容をしっかりとつくっていく必要があると。

ですから今日、ここで私は一議員としてそういう要件を踏まえて、意見として提言をしながら、これをそのままに今回も認めてということは一議員としては非常に悩んでおることです。ですから、先ほど11番議員のほうからもありましたように、これは今回結論を出して、ここで議決をしないと大変町にマイナスの点があって、大変な損失を生むということにつながるとするならば、それもまた判断材料になるわけですけど、そういうことはありません、この機械の導入が若干遅れても。ですから、時間はかけて議論をしていくことが私は必要であると。

ですから、先ほど11番議員が言われたように、これ、時間もたってきておりますので、これでそのまま討論に入って採決をしてということではなくして、一定の期間、先ほど私が述べたような視点を持って議会の立ち位置、私たちの置かされた責任を果たしていくという形でも所管の委員会、合同委員会等々に付託をして一定の期間調査をした結果、議会としてもこういう考えになったということの一つ報告をしていただいて、そこで議決を得ていくというような方法を是非とも取っていくべきではないかなというふうに思いますので、併せて提言をしたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 時間が大変迫っております。

今、堀本議員、そして下元議員からも一定の方向性が出されました。そういった中で、それに対するご意見等もいただきながら、また持論を踏まえていただいて、あと14分しかありません。そういう中で討議をしていただきたいなというふうに思います。

3 番古谷幹夫君。

○3 番（古谷幹夫君） 私も基本的には今12番議員さんが提案された内容での取扱いにせざるを得ないというように考えるところでございます。

ただ、だんだんの議論の中で、私も直接的な賛成・反対の結論をなかなか捉えにくい状況にありまして。ただ、やっぱり設立当初に作られた指定管理者制度が何年か事業がたってきて、一定の事業運営なりが安定をしてきた、軌道に乗ってきた段階でも、それがそのまま踏襲をされていく。そこに甲乙の分担なりの問題がそのまま引きずられてきちゅうところに、ちょっとこの問題とは直接離れるかも分かりませんが、指定管理者制度そのものをやっぱり見直すということと一緒に、これはやっぱり結論を出していかないかん。この課題だけに賛否だけでなく、それはやっぱり今の置かれちゅう指定管理者制度そのものを、言うたらちょっと欠陥と言いますか、言葉悪いかも知れませんが、そこが露呈された中での課題やということで、少し時間をかけて、12番議員さんが提案された方向で進んでいくほうに自分の意見は固まっておるかなというところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかにありませんか。

1 番橋本章夫君。

○1 番（橋本章央君） 今の古谷議員の思いとほぼ同じことなですが、私はこの議論をする中で、ずっとこの四万十ドラマの生い立ちを思い出しておりました。

というのは、北幡3か町村でアロエ事業を導入するときに販売会社としてのたてりて、第三セクター四万十ドラマという形で、記憶ですけれども、各自治体800万円の出資をして設立した第三セクター四万十ドラマが始まりです。そして、道の駅が出来たことによって管理をその第三セクター四万十ドラマ、これに委託をしたのが、そこに管理をせらすいうことが始まりであったというような記憶をしております。

それが、あるときに四万十ドラマ株式会社になります。民間の会社になります。そのまま移行をして協定書を作ったのではないか。そのためにこの運営、レストラン部門とか全てのものがそのまま協定書の中にも含まれたような経緯があったのではないかと推察をします。それらもしっかりとした調査をしていただいて、指定管理者そのものの契約の仕方、在り方、古谷議員の言われるような取扱いもしていただきたい。また、12番議員の提案のような、いったんしっかり研究をして、それで再度結論を出していく。そういう道筋に私は進んでいくべきであろうと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかにありませんか。

10番味元和義君。

○10番（味元和義君） 私も6番議員さん、17番議員さんの一生懸命頑張っているというところも議会も評価せないかんということですが、当然いろいろなマスコミ等で騒がれよう、四万十町を売り出したというところは評価をしております。

だけど、こういうあれは、一番は費用対効果ということが一番だと。自分も商売していると思いますが、ただやっているのなら誰でもやれますよ、次から次へお金が来れば。だけど、やはりそれを使ってどのようにして利益を上げ、どのようにして還元していくかということが一番重要だと思っております。

それと、もう一つ、今回予算に出てます動線と釣銭の渡しということが、お客さんに迷惑掛けないように取り入れると。これも考え方によったら、道の駅へ来る人は、言うたら、その地域との交流ですか。たまに釣銭間違っても、あ、間違うちゅうで、おばちゃんちゅうようなことでね。それから、また食券買うのも、ただ入れて、ポンと出して、食券が出てきたと。どこ行っても一緒ですよ。だけんど、おばちゃんによね、「これ、あるかよ」言うたら、「すぐできるかよ」で言うたら、「できるで」というような交流することも大事やと。道の駅の良さというものももう少し考えんと。ただ、出てきたけん、お金出して、食券ポンで終わり。それから、向こうからポンポンと押したら注文もスッと入る。これが決して私はええとは思わないと。やはりそういうところも十分に考えた、言うたら、執行部、お金が来たからじゃなしに、ここはちょっと考えるべきじゃないかというようなことも考えてよね、出してこんと。ただ、出てきたけん、はい、よしというのは、私はあまり賛成ではないということを意見として申し上げまして終わります。

○議長（橋本保君） ほかにありませんか。

8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 午前中のときに私も費用対効果のことを申し上げましたが、繰り返しになりますが、これだけの高額な公費を投入するということになると、やはり費用対効果ということを考えずに、期限が来たからそのまま自動的に継続するということはいかななものかなというふうに思います。

やはり1円たりといえども町民のお金ですので。これは国から来うが、県から来うが、どっから来うが町民のお金ですので、これ、町民のお金を使うということになれば、やは

りこれだけのものを使ったら、これだけのことになりますよということはやはり考えて、その時点で頭に入れて、考えて行うということが基本的なことじゃないかと、このように思っておりますので、やはりそういったことを、費用対効果のことを考えながら、この件については、私も所管の委員会にもうちょっと練てもらおうということがいいんじゃないかと、このように考えます。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかにありませんか。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 私は堀本議員がおっしゃったように、そういったところで今後練っていただいて、方向性というのはそっちのほうでやっていただいたらいいかなというふうに思っております。

あと、先ほど言いましたレジの部分なんですけど、例えば松葉川温泉なんかで、レストラン部門で食券の販売機を導入したいという経緯がありますが、それがお客さんには相当な不評で即座に撤廃されたというような経緯もあります。

ああいったところ、場所が違うにしても、じゃ、便利だからいいというふうにはならないわけですが、けど、道の駅四万十とおわもそういう年間15万人来る。また5月の連休だとかそういった大量に人が押し寄せるときに、レジで、レストランなんかでいつも相当、僕も行ったことがあるんですが、相当並んでおります。そのときにレジでもたもたしておったら当然お客さんの不評というのは当然高まってもきますし、そういうことを考えると、こういうのが全然最初から駄目だというふうにもならないのかなというふうにも思います。

ですので、これを全部が全部悪いというんじゃないしに、指定管理をしているわけですから、指定管理を受けたところも受益者負担というような観点で、町と指定管理を受けた業者との間でお互いに協議をしながら、負担をもらえるところは負担をしていただいてというところも今後必要じゃないかというふうにも思いますので、今回ここで結論というのはなかなか難しいとは思いますが、そこは先ほどおっしゃったようなところで協議していただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ほかにないようでありますので、これで自由討議を終わります。
暫時休憩します。

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時40分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議員間の自由討議の中で、一点だけ、町長が少しだけ説明をしたいというところが一点ありますので、そのところを許可したいと思います。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 後々委員会の付託になるかどうかということはあると思いますが、その中でも参考と言いますか、今の私のちょっと考え方を申し上げたいと思います。

先ほど、11番議員のほうからリスク分担表について説明がありました。その中でとおわとあぐりという比較がありましたが。ただ、あぐりの設備については、当時やはり空調設備とか、そしてこのPOSシステム、これ全部にランを組んでまして、一元的に資産表まで上がっていくというシステムです。ですから、やはりこれは設備という考え方で、恐らく平成21年頃ですか、提案しておると思いますから、単に机、椅子等備品、じゅう器もありますよね。そういったたぐいではなくて、全体にランを組んで必要な設備という位置付けだと思います。ですから、私も今回はそういう意味で提案させていただきましたので、その丸は甲のほうにあるような解釈でございますので、ケーブルで流れましたので、これだけをちょっと補足説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） それでは会議を続行します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第76号四万十町総合交流拠点施設備品に係る売買契約の締結については総務常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号については総務常任委員会に付託されることに決定されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第14 議案第77号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案説明資料は21ページからになります。

議案第77号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、町営住宅の建替えに伴う建築確認を受ける際に、建築基準法第43条第1項の規定により道路に隣接する必要があるため、住宅内通路、整理番号696、見付住宅1号線と整理番号697、見付住宅2号線を町道に認定しまして維持管理を行おうとするものであります。町道の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第77号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号町道路線の認定についてを採決します。

議案第77号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第10号 議案第78号字の区域及び名称変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案第78号字の区域及び名称の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、土地改良法に基づく四万十町窪川地区県営中山間地域総合整備事業を実施したことに伴いまして、大字宮内地区、大字仕出原地区の大字・字の区域及び名称の変更が必要となりましたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第78号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号字の区域及び名称変更についてを採決します。

議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第16 議案第79号四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案第79号四万十町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条

例について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町におけるまちづくりの指針となります四万十町総合振興計画の次期計画の策定を平成28年度に控えまして、本年度から2年間の任期で四万十町総合振興計画審議会委員による審議を行っていただく予定としているところでございますが、高岡郡窪川町、幡多郡大正町及び同郡十和村の廃置分合に伴う地域審議会の設置期間が平成27年度末をもって満了すること。また、過去の選任状況等から、四万十町総合振興計画審議会委員の構成について見直しを行うものでございます。

以上、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第17 議案第80号四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） それでは、議案第80号四万十町特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案説明書は25ページでございます。私は子育て支援と定住促進、そして産業振興、福祉施策の推進など、活力あふれる四万十郷の創造に向けて、各種の公約を掲げまして町政を推進しているところでございますが、その中でも最重要課題は次代を担う人づくりであると考えているところでございます。

今後のまちづくりの中心となる地域や産業を支える人づくりの推進に当たりましては、人づくりのネットワークを形成し、人的資源の蓄積や活用を実践する四万十町の中心となる組織、人材育成の拠点が必要であると考えておるところでございまして、その準備組織

として、本年設置を予定しています四万十町人づくり委員会につきましては、大変重要な組織であるというふうに位置付けております。

そのため、四万十町人づくり委員会の事務局経費などは身を削ってでも財源を確保したいという思いから、6月補正で計上しているところでございます。私の強い思いに副町長、そして教育長からも賛同を得ましたので、特別職の給料月額を本年7月から翌年3月までの9か月間、私が10%、副町長が7%、そして教育長が5%、それぞれ減額を行いまして、その財源に充てようとするものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第80号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第18 議案第81号四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案第81号四万十町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の提案理由のご説明を申し上げます。

障害者総合支援法の平成26年4月施行分改正により、共同生活介護の制度が共同生活援助の制度に一元化、廃止されたことに伴いまして、高知県重度心身障害児・者医療費助成事業実施要綱が改正されておりました、町条例につきましても共同生活介護の文言を削る等の修正を行うものでございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第81号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第19 議案第82号四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議案第82号四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、3月議会におきまして議決をいただきました四万十町立幼稚園設置条例の廃止に伴いまして、本条例から幼稚園についての規定を削除するものでございます。

また、四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の中にこの条例名が規定をされておりますので、併せて附則による改正を行うものでございます。

以上、ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第20 議案第83号平成27年度四万十町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第83号平成27年度四万十町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は特別職職員の給料月額の減額や、これを財源とする人づくり委員会事務局の設置に必要な経費を初め、防災拠点施設等への太陽光電気設備の設置や、次世代施設園芸団地への高品質種苗供給施設の整備に対する補助金、防災対策経費など、事業遂行に当たって早急に対応すべき経費についての予算措置となっておるところでございます。

なお、各事業の概要につきましてはお配りしております予算説明資料に記載のとおりとなっておりますが、歳出の主な内容につきまして順にご説明申し上げます。

初めに特別職職員の給料月額の減額につきましては、先の議案第80号でもご説明申し上げましたとおり、私の公約の中でも特に重要課題として位置付けております人づくりの推進といった政策的課題に対応するため、これに必要な財源として、本年7月から翌年3月までの9か月間、町長、副町長及び教育長の給料月額から町長10%、副町長7%、教育長5%をそれぞれ減額することとし、2款及び10款の特別職給料で合わせて131万9,000円の減額補正を行っております。

続きまして、2款総務費でございますが、先ほどご説明申し上げました特別職職員の給料月額の減額分の財源といたしまして、本年度に設立を目指しております四万十町人づくり委員会の事務局員嘱託報酬として、新たに144万6,000円を計上したほか、地震や台風等の大規模災害に備えるため、防災拠点施設等である大正地域振興局庁舎に蓄電機能を兼ね備えた太陽光発電施設を設置することとし、委託料と工事費で合わせて5,891万5,000円を計上するなど、総務費全体で5,930万1,000円を追加計上いたしております。

また、6款農林水産業費におきましても、防災拠点施設等である農村環境改善センターに蓄電機能を兼ね備えた太陽光発電施設を設置することとし、委託料と工事費で合わせて4,360万8,000円を計上するとともに、次世代施設園芸団地に整備が予定されております高品質種苗供給施設に対する補助金として、3,027万4,000円を計上するなど、農林水産業費全体で7,388万2,000円を追加計上いたしております。

続きまして、8款土木費でございますが、台風などの河川増水による窪川街分の浸水被

害対策として、高知県と本町により設置をいたしております吉見川浸水対策調整会議での決定を受け、本町が対策を講じることとなった中で最も緊急を要する琴平川の6か所のフラップゲート設置工事費といたしまして、合わせて150万円を追加計上いたしております。

続きまして、9款消防費でございますが、今後発生が予想される南海トラフ地震対策の一環として、地震発生時から応急期にかけて必要となる応急救助の活動拠点や、災害廃棄物の仮置場、仮設住宅といった機能につきまして、あらかじめその配置等を計画するため応急期機能配置計画の策定支援業務委託料と臨時賃金で、合わせて757万6,000円を追加計上いたしております。

以上が歳入の主な内容となっており、県の補助金等を有効に活用するとともに、事業の早期着手により各種施策の効果的な実施と、年度内の完成に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、これを賄う歳入といたしましては第1表の歳入に記載のとおり、地方交付税、県支出金及び雑入の追加となっております。

これによりまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億4,200万円の追加計上となっており、累計予算額は歳入歳出それぞれ150億7,000万円となっております。

以上、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第83号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第21 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。

会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3 時02分 散会